

刑 政

刑務協會發行

第 八 十 八 卷 第 二 號

刑政 第參拾八卷第貳號 目次

卷頭言

論說

犯人は贓物を如何に處分するや……………本會理事 香川又二郎(二)
 フアルケーンの現今の勞役場は勞働……………司法書記官 正木亮(五)

教育場なりやを讀みて……………井上忻治(三)
 行刑教育の有効條件と家庭主義……………

資料

遺傳と不良少年……………東京市社會局 三好豐太郎(七)
 豊多摩刑務所の階級(累進)處遇(二)……………典獄 補中 島利吉(三)
 アメリカに於ける刑務所の自給策……………野尻文六(六)

雜錄

不良少年教養當局の方々に……………少年受刑者の道德に關する答案……………他人を導かんとするものの自己省察……………吾等の英語

統計

叙任辭令

法令

東西南北

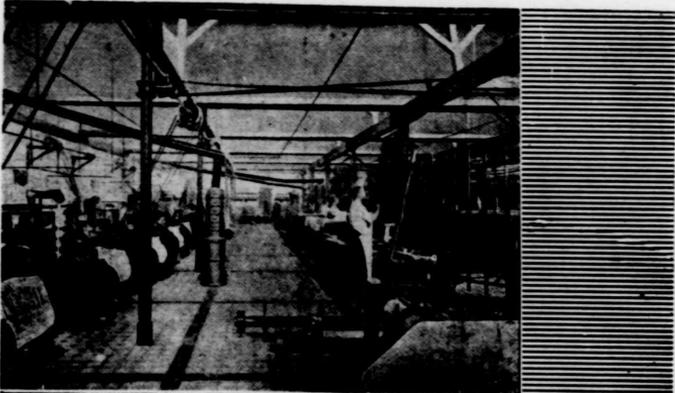
會報

家庭欄

(一)

(二)

(三)



ブラウワイラー勞役場(三) 四十五頁參照

私達はかくしてパンを奪はれまじやう

嘗てポール博士 Dr. Paul が行刑は公の社会的利益であり、又總ての社会の共同事業でなければならぬと論じたことがあります。みなさん、ポール博士はわかりきつた事柄を論じたといつて笑つてはいけません。

博士の所論の根底には刑務官は社会の共同事業である行刑を己れ達の仕事としてのみ見て居るから成績が舉らないのだといふ皮肉な意味が交つて居ると見て下さい。

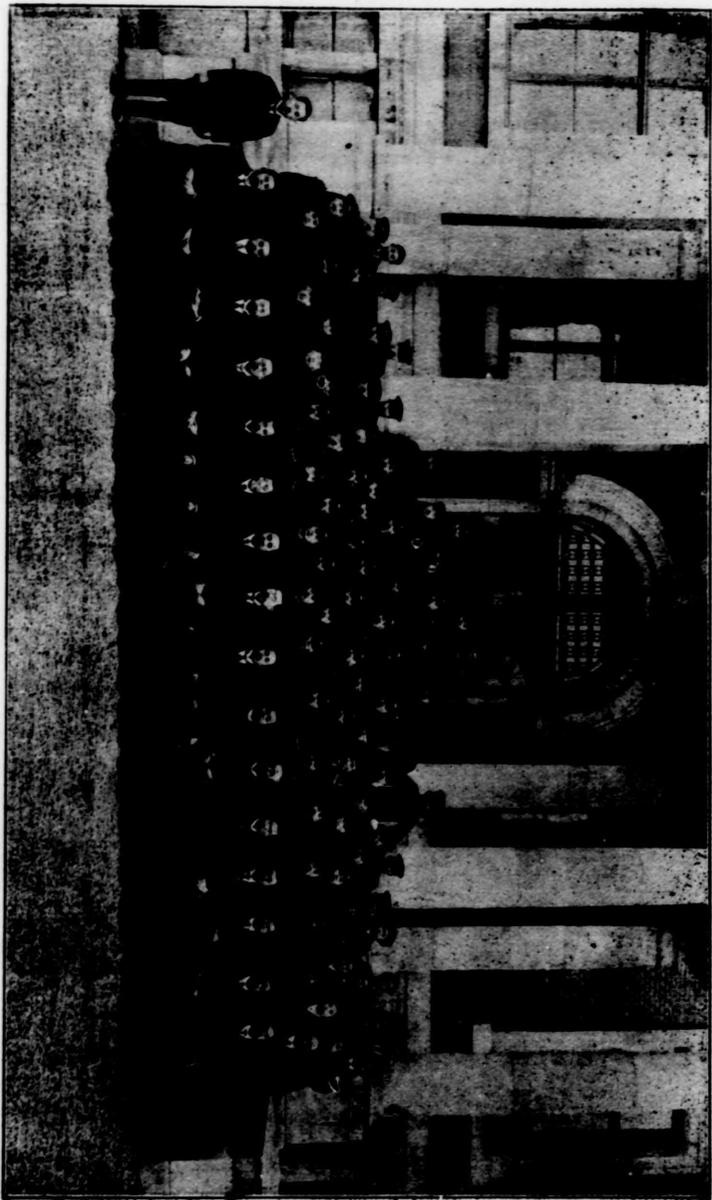
刑務所は犯人を改善することが目的であります。さりながらその後ろには改善しなければならぬ犯人が一人も居らぬ社会が生れて来る様にといふ大きな目的があります。

みなさんは此れから前の目的の爲めに仕事に盡して下さい。そして副業として後の目的の爲めに社会の人達が互に相戒め合ふ様に人々に奨めて下さい。

そうすると既に出来た犯人はみなさんの忠實なる努力によつて皆治つて了ひます、これから出来ようとする犯人は社会の人達の助けによつて出なくて済みます。

かくして世の中から刑務所が葬り去られます。私達はパンを奪はれて了ひます。

嗚呼かくしてパンを奪はれるとき、私達には不平もなければ恨みもありません。長閑な笑聲は私達刑務官から始まつて社会全般に起るでありますやう。



犯人は贓物を如何に處分するや

香川 又二郎

はしがき

調査の基礎

犯罪に依つて得たる物件は官に沒收されることになつて居る、其の沒收された物は燒却されるか賣却されるか、其の處分方法は裁判所で定めて取扱ふのであるが、それは贓物が犯人の手に現存するか又は他人の手に渡つて在るとしても兎に角に贓物の存在を認めて沒收した後の處分である、茲に述べんとするのは、犯人が犯罪に依て得たる物件即ち金銭や物品等を押收されるに先つて、犯人自らが如何に處分したかといふことである、而して其の調査は判決書に明に記載してあつたのは其の記載に依り、判決書で再び明白に知れない分は判決確定後犯人自身から聽き、彼此綜合して資料に作成したのである。

調査の目的

人には種々の目的、慾望がある、人の行爲は目的、慾望を遂げんとする意思の命ずる處に振向けられる、反面から云へば、行爲には目的、慾望が伴ふものである、換言すれば其の目的、慾望を満たさな爲めには如何にすべきかと其の方法手段を稽へる、其の形れた方法手段が正當でなく埒外に振舞はれたのが犯罪である、そこで犯罪者となつた人の行爲は何れの方面へ向けられたか即ち其の目的慾望に向けられたとすれば、何物を欲するか、之を知るには彼等の掠取した財物は何であるか又其の財物を彼等は如何に處分する、かといふ事が解れば、それで彼等の目的とする慾望が推知される、簡單に言へば贓物の種類其の贓物の處分方法を見て彼等の慾望を知りたい、彼等が乏しきを補はんとする所、即ち犯罪の因て來る所であると思ふので、調査を試みたのである。

調査の困難

前述の目的を以て調査に着手したのであるが、實際に當ては複雑多岐に渉るので調査が困難である、到底統一した材料とはならぬと思はれたので中途で調査を斷念しやうかと逡巡したが、何とか纏めて資料と致したいと思ひ調査を續けたのである、其の困難の一端を申せば、一人で窃盜詐欺横領といふやうに二罪三罪を犯したのもあり、二人で一物を盗んだのもあり、一人で金銭と物品とを盗みたるもあり、又品物も數種數十點に及ぶもある、それから金銭にしても其の用途は一ならずして一部分

は生活費に一部分は遊興費に充てたといふやうに、いろ／＼に分れるので人員と犯罪件数と一致せず、件数と處分方法と符合せぬといふやうに、従つて調査すれば従つて困難が加はる、困難は忍ぶべしとするも愈進むに従つて調査の價値が薄弱になる感じがする、けれどもこれが事實である。

調査の範圍

犯罪は千種萬様其の名稱のみでも十指を幾度屈するも及ばず同名の犯罪も態容一樣でない其の目的慾望は犯人個々別々であるから、重なる罪名殊に財産に關する罪を犯した者に就て調査すること、範圍を局限して、窃盜、強盜、詐欺脅喝、横領、森林窃盜の數種としたのである、蓋し金銭とか物品とかいふものに旺に慾望が向けられるので、此等の犯罪は慾望を露骨に表はした代表的のものであると思はれるし又犯罪多數を占むるのであるから此の數種を選んだのである、放火の如きも財産に大關係はあるが慾望も概ね單純であり贓物處分の問題も起らぬから、調査しなかつた。

それから窃盜詐欺脅喝横領といふやうな犯罪でも犯罪者が成年たると少年たるとに因つて其の犯罪の手段、贓物の種類其の處分方法及其の件数の割合が異つて居る、例へば成年犯罪者なれば贓物を處分して生活費に充てるものもあるが、少年犯罪者には殆どそれが無い、概ね單純な自己慾望を満足させる爲めに處分されるのであり且つ其の慾望が熾烈であるから、犯罪に依つて獲たる財物を永く其手に

持たず直に使ひ果すのである、先づ成年犯罪者の調査から掲げて、對照して觀たい。

成年犯罪者調査

財物の種類

窃盜詐欺横領等犯人の手に奪取せられる物件は何であるかを先づ知る爲めに此種の犯罪件数二百五十件を調べた、即ち金銭及金銭以外の品物は何であるか、不完全ながら之を部類別けに見ると左の通りであつた、

農作物	米	一〇	大豆	一	其他の穀類	一
養蚕に關するもの	桑葉	一	繭	二	生絲	一
被服類に屬するもの	衣類又は反物	三〇	外套上着類	六	其他の被服	二一
	冠物	一	靴其他履物	八	雨具類	二
飲食物に屬するもの	酒類	四	菓子類	二	果實	一
	煙草	一	其他	一八		
動物類に屬するもの	馬	五	魚類	一	其他	三
雜品類	自轉車	一六	時計	一八	其他	二六
金銀類	鐵板同層類	一	銅板同層類	一		

が犯人が贓物を何れの方面に處分し、いかなる慾望を遂げんとするかといふ大勢を測り知ることが出来るであらうと思ふ。

三百人の犯者自身が贓物を處分したのは前記數字の通りであるがまだ犯人が慾望を充すべく處分せずして、自ら被害者に罪を謝して還付したといふのが六件あつた、又犯罪發覺後警察署で押收されたのが九十三件、裁判言渡を受けて還付する事になつたのが十一件であつた。

贓物處分に就ての考察

犯人が贓物を處分した跡を釋ねて、彼等の懐く慾望を推知することが出来ると思ふれば、贓物を處分する爲めに最後に爲したる行爲は、彼等の慾望の現はれた型であらうと思ふ、而して其の慾望に捉はれて犯罪するに至つたのであると直截に感ぜられる、即ち贓物處分の蹤を辿つて犯罪の直接原因が知られるのではないか、一般的には犯罪原因は自然的原因、社會的原因、個人的原因といふやうに區別し或は綜合して立論することは學說としては争ふ餘地もあるまいが、個々の犯罪者に就て觀れば、其萌す處遠く深くして探究は至難であるとしても、犯罪に現はれた行爲が慾望の發露で最近の犯罪原因の重なる點であると云ひ得ると思ふ。

貧の盜と言傳へられて、盜の原因は生活困難の爲めであると昔から共通相場のやうに申すが、果し

て爾ふとすれば盜取つた金銭物品は直に生活費に向けられる筈であるのに右の調べでは生活費に充てたのは少い、殊に日用の米麥其他食糧に充てられたのは僅に三十件に過ぎない、尤も盜罪を思立つたのは貧を免れたいといふ慾念からであつて、財物を獲た後に至つて生活費に充てずして他の方面に使ひ果したといふのもあるから、貧が盜の原因でないとの絶對的の斷定は出来ぬのもあらうが、慾望から犯罪し犯罪の收穫物が慾望に振向けられると假定して多くの謬りなしとすれば、貧が犯罪の原因であると概括的に評し去ることは穩當でない、之に前記調査の贈與とか負債償却とか營業資本とかいふ件數をも生活上の必要から來たものとして加算しても其數は五十件であつて贓物處分件數中四分の一に過ぎぬ、之に反して遊興費に充てたのは九十六件である、調査件數中の三分の一で贓物處分件數約二百件中の二分の一を占めて居る、之に依て彼等の犯罪が生活の困難より來たのよりも酒色の慾望を満たす爲めに犯されるのが多いと思はれる、此の結果から推して犯人の性行が放縱であり、短慮であり一種の虛榮心を満足させたい慾念が旺盛であると觀るも不當であるまいと思ふ、其他時計を盗んだとか盗んだ金銭を他人に與へたといふ類は概ね虛榮心から來たのであると個人的に觀察したのである。

それから初犯の者と累犯の者として贓物の處分方法等に何か異つた點はないかと調査して見たが、別に異つた點を發見されない、前記の調査も初犯百五十八件累犯百五十三件であつて略同數である、遊興に費したといふ九十六件に就て見ても初犯四十四件累犯五十二件で大體は無いといふ事に歸着する

のであつた。... 少年犯罪者調

財物の種類

都市大阪地方に於ける二十歳前後の少年犯罪者百名に就て調査したのであるが、其の百名中に殺人四名強姦一名誣告一名毀棄一名及郵便法違反一名あるが其他の九十二名は財産に關する犯罪詳しく言へば窃盜九十名横領二名であつた、即ち百人中九十人は窃盜である。

此の少年九十二名の窃盜又は横領の手段は成年犯罪者とは其趣を異にして居る横領の二名は傭主の命を受けて集金に出蒐け其儘金銭を私消したのであるが、窃盜の九十名は掏摸、空巢視、掻浚ひ其他輕快な手段を弄したので其贓物件数は二百二十七件に上つて居る、一人平均の窃盜は二種類以上の財物に及んで居るのである、いかに不良少年が大都市に活躍して居るかを窺はれて恐るべき現象であると云はねばならぬ、此等少年の盜取る處の物件は成年犯罪者のその如く數多の種類のてはなく手取早く使ひ得られる金銭とか金銭に換へ得る品物である、左に其の種類と件數を示す。

現金	七七	貴金屬	一六	時計	五
衣類	五六	反物	一一	貨幣袋	二八

雜品	二三	玩具	八	飲食物	四
----	----	----	---	-----	---

右の數字は贓物を基準とした件數で例へば一個の窃盜行爲で現金、衣類、時計といふ三つを得たときは三件としたのである、若し之を犯罪件數即一人で幾箇處にも忍込んだ、幾回窃盜したといふやうに計上したならば以上の數を超ゆるとも少くはないと思はれる
大阪を中心とした商業殷賑な地方に於ける少年犯罪者の犯罪行爲其の行爲から前後を透して現た調査材料で農業、漁業の地方に於ける少年犯罪者を同一視することは無理かも知れぬが、少年の心理本能といふやうな事は年齢や家庭や周囲の状況に依つて早熟と否との差はありとするも都鄙に依つて大差はあるまい殊に昨日まで片田舎と做された地方も急遽に都會化する今日では斯く認定して可からうと思ふ、唯渠等少年が窃取する品物は都會と田舎とは同一率に視られぬだらうと思ふが、それにしても彼等の慾望を満足させるのに便利な金錢物品に着目することが成年犯罪者よりも著しく異なるものがある、これは少年通有の單純な思想から出るのであらう。

贓物の處分

少年犯罪者の慾望は成年犯罪者に比し單純であるが熾烈な點は成年犯罪者に越ゆるとも劣らぬといふ事は、贓物の處分が犯罪後瞬く間に遂げられ又慾望を充し易い物に犯罪の手が多く伸びる、又其贓

物の處分が慾望を満足させるべく終るのにも見ても知られる、右の九十二名が何れの方面に贓物を費消し盡したか、其の件數二百十六件を細別すると

生活費	一宿泊料	一	踏處見物	三
遊興費	一諸處徘徊	四	料理屋に於て	七
	貸座敷に於て	二二	其他飲食店に於て	三
	藝妓屋に於て	二		
被服類調達費	衣類	一	其他被服	二
	冠物	二	服物	一
	活動寫眞	三四	浪花節	一
	菓子類	七〇	其他間食	四二
	博突	二	其他の娛樂	一九

少年犯罪者百人中九十人は窃盜であるといふこと、其贓物の處分が、最多く嗜好慾を満足させる爲めにする即ち全數の八割二分強で、遊興費に費すのが一割五分強であるのに觀ても少年の發育時期には其本能が斯の方面に發揮される、これが犯罪の原因となり動機ともなるのであらう、これは慾求の一路を惡の方面に觀たのであるが、此の慾求があるから又發奮となり努力ともなるので強ち壓抑すべきでない、併し此の點に就て論及するのは本意でない、茲には少年と成年との慾望が異なる所が多いといふことを示すに止める。

成年と少年との對照觀察

前記表示の數字を一覽すれば比較するまでもなく、成年と少年の思想に異なる所あり一は複雑一は單調であることを想像される、成年犯罪者には全體から觀れば僅かな數であるとしても兎に角生活上に安定を得ず游動氣分が漂ふて居ることが看取されるが、少年犯罪者には殆ど其の形跡が現はれて居らぬ、尤も此の現象は都會の少年に限るので地方の少年には類推することは出來ぬかも知れない。

それから犯罪に依つて得たる財物即ち贓物が犯罪發覺後押收されて被害者に還付された件數換言すれば犯人自身が處分し移らざるに先ち警察署等の手で引揚げられた件數は成年犯罪と少年犯罪者の間に著しい差がある、成年には百件餘もあるのに僅に三件である、處分件數二百十六件中僅々三件に過ぎないといふ事は、何を語るものであらうか、成年犯罪は財物を手に入れても之を如何に處分すべきかと思案したり處分の濟崩しをしたりする間に事發覺して押收されるのではないか、此の點に就て少年犯罪者は素敏く金銭は費消し物品は賣拂ふて金銭に替へるといふやうに犯罪後猶豫せず捌いて了ふ殊に都會には少年を便賤する親分なるものがあつて少年の盜取つた品物をそれ／＼手輕に處分する又それでなくても都會には知らぬ顔で贓物を引取る商人もあるし、正當な古着屋でも質屋でも詮索が屆かずして引取るのもあつて、贓物を處分し易いといふ事は少年をして躊躇せず處分を遂げしむるので

あらう、懲ら考へて来ると犯罪捜査といふ事に大影響がある、少年の犯罪であると見込んだら物証の處分を遂げない間に迅速に捜査し檢舉する必要がある、少年犯罪者は輕妙な手段で奇功を奏すれば快感を覺えます、危険を冒して跋扈するやうになるのであるから、社會の被害の方面から觀ても又少年善導の方面から觀ても一刻も速に檢舉する必要があるし又彼等の背後に潛む親方や物物の寄藏媒介をする不良成年を檢舉するのが物証を防止すると同時に少年の盜罪を減少する一助となると思ふ成年犯罪者に就ても固より捜査は速にせねばならぬが少年犯罪者が、檢舉される時には物証は既に處分し盡されて、慾望の媒介になつて居ることを知るに至つて一層痛切に其必要を感ずる次第である。

結 論

上述の意見は僅に一年間に於ける地方刑務所收容の成年と少年とを調査したので、それも刑事記録を一々調査したのでなく又家庭關係や周圍の状況を詳しく調査したのでないから、年々簇生する犯罪者の全豹を窺ふことは出来ぬだらうが其の一斑を知り得られる、我田引水の意見であるかも知れぬが私は、犯罪に依つて得たる物件、又其物件が何の用に充てられるかといふ事から、溯つて犯罪原因を探究するのが一の良い調査方法であらうと思ふ、而して其の調査に成つたものは重要な個性鑑別の材料として裁判上に行刑上に相當の効果を齎すものである、又一面には司法警察官の參考と爲し又廣く公衆に示して自衛を促すも一策であると思ふ、全國の刑務官諸氏、各主管内に於ける此の種の調査を試みられては如何、私は必ず興味ある有益な材料を得られる事と思ふ、警察官檢事並判事諸公は夙に此等の調査を遂げた後に審判を下さるゝのであらうが斯様な材料があれば行刑上の資料たらしめるやう提供して戴きたい、左すれば裁判と執行との聯絡に一層の興味を加はるだらうと思ふのである。

フアルケーンの「現今の勞役場は勞働

教育場なりや」を讀みて (三)

正 木 亮

此研究の實行に差當て一九一三年二月十九日に故人となつた吾が師クロネ博士の主張を引用する。師は次の如きことを聲明したのであつた。

「刑罰の執行官に取つては改善不能と謂ふことはあり得ない、男子にせよ又女子にせよ初めて勞役場に來たとに拘はらず勞役場より釋放したる後合法的道德生活が出来る様に向上發展せしむる研究は凡ての收容者に對し同じ努力を以てなさねばならぬ。」

此將來を豫見する事は直ちに現に收容して居る者にも嚴格に行はるゝ第一の心得となるのである、其心得は尙一九〇九年一月一日の日附けで次の語を定めて居る。

「收容に際し收容者に對する心得」

此心得は收容者の個性關係を定むるに時期を利用しないならば之を改善するために懲治場へ收容することは無意味であると謂ふことを示して居るものである。

此點は第一收容者の家庭の事情を確定することである。尙ほ兩親兄弟姉妹妻子又は其他の親族が有るものは速かに之と連絡をつければ彼は安心して家に歸れるし又釋放後再び大道に彷徨ひ出る必要がないのである。家族と論争がある時は教誨師諸氏はすゝんで融和に努め其家庭に手紙を差出す、授職者を知つて居る人はそこに手紙を出し又問合せをして釋放後收容者を復職させて呉れる様に依頼する、此の問合せは場長からも亦希望を申し添へ得るのである。此の地方の保護協會は出来るだけ就職口を周旋する様に常に用意を整へて居る。其の他黒板に勞働の機會や私人周旋者を揭示する。衣類が無いとか又は質入れたものは郵税先拂ひで衣類を送らせることが出来る。其の代金は勞働賃金——借金
の必要有る時——から支拂はれるのである。未拂金又は勞働賃金は釋放日に保管又は支拂ひのために此の地方の勞役場金庫に支拂ふ事が出来る。彼等の生活改善のために内國及び外國旅券、廢止したる軍事兌換券等を供給することが出来る。保險書は廢止した軍事兌換券のために新しい引換證券を給する、而して此の場合常に新しき養老證券を給し無効になつた證券と交換する事が出来る。豫後拘禁中 (während der Nachhaft) 勞働賃銀の中から養老金に加へることは各收容者の自由に委ねて居る。

シユワイドニツツ——一九〇九年一月一日

場長

勞役場の處置は此心得に依らないで直ちに官として直近親族に報告するのである。例へば兩親、配

購者、後見人に收容せられて居る息子や夫、兄弟や姉妹のことを通知し且つ優しき方法にて手紙の交換をして呉れる様に依頼するのである。此の通知書の型は次の様に書く事とする。シユワイドニツツ投
1 勞働救貧場理事
2 申す、第1收容場非難
3 シユワイドニツツ投
4 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
5 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
6 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
7 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
8 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
9 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
10 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
11 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
12 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
13 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
14 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
15 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
16 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
17 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
18 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
19 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
20 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
21 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
22 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
23 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
24 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
25 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
26 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
27 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
28 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
29 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
30 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
31 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
32 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
33 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
34 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
35 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
36 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
37 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
38 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
39 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
40 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
41 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
42 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
43 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
44 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
45 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
46 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
47 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
48 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
49 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
50 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
51 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
52 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
53 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
54 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
55 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
56 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
57 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
58 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
59 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
60 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
61 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
62 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
63 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
64 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
65 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
66 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
67 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
68 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
69 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
70 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
71 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
72 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
73 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
74 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
75 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
76 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
77 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
78 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
79 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
80 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
81 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
82 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
83 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
84 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
85 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
86 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
87 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
88 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
89 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
90 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
91 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
92 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
93 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
94 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
95 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
96 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
97 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
98 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
99 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
100 シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地

宛名は次の通りで御座います。
シユワイドニツツ市フライシユ街十四—六番地
ヘドウキヒ、ニツクス

左様なら

もつと書くことがあれば續けて書く。此方の住所は局外者が宛名人が勞役場に居ることを感付き得ない様に選擇せられて居る。勞役場からの手紙も亦差出人の名前又は勞役場の上書は書かない。此通知に接し、永い間搜索し倦むだ息子殊に娘は再び両親の手に歸つて行く。己が家族を捨てた配偶者も亦此方法で發見せられる。親族からの感謝狀は絶えない。

更に收容者の特質をたしかに知るために吾々に指定せられたる郷里との交渉の問題は重大なものとなつて居る。收容者が籍を持つて居るか否か、無籍であるか否かをたしかめ且つ扶助の必要がある場合に救貧場協會に責任を負はし得るや否やをたしかめる必要があるならば凡ての親族關係及び凡ての従來の居住地に問合せを出さねばならない。次に郷里の役場と戸籍の認知の交渉をする。而して之に依れば收容者の申立と役場の調べとが一致しない事は一再に止まらないのである。浮浪者が全然虚偽の名前で處分を受けて居たり又は偽造の行商免狀や盗んだ行商免狀又は明らかた裁判所の不實の身分證明書によつて處分を受けてゐることを發見するのである。收容者の身分關係を如斯巨細に調べることによつて勞役場は非常に價値ある識別をなし其識別はやがて精神上の保護者たる勞役場教誨師により道德的宗教教化に用ゐられ得るのである。(刑事法學雜誌一九二〇年第四一卷七二四—七四五頁中勞役場と其將來 Das Arbeitshaus und seine Zukunft 参照)勞役場の新入者には醫師が身體検査をなし且新に種痘をなしたる後勞働に就けるには主として乞丐の境涯にあつた人の將來を再び乞丐にならな

い様に仕上げる分類をなすのは當然である。故に最初場長と談話をする中に既に必要なる將來の計畫を立てねばならない。此計畫は若い少年少女は大概両親の元に歸らすか又は職に就かしめ青年や婦人は家庭に歸らすのである。然し總て之等の入々の爲めに將來を考へて既に勞役場釋放後の勞働の機會を授す、彼等は其生計を正直に營む爲めには何處を欲して居るか彼等は後日何處で働けばよいが、之は問題である。其の問題の解答は一に勞役場内の勞働の分配にかゝるのである。勤勉なる職人は勞役場内の工場に於て裁縫工、靴工、機工、指物工、鋸前工、鍛冶工、業鐵工、馬具工並に製本工の廣い訓練を受け又は活動をなし同様に印刷工、筆工、半身像作製工、パン焼工及理髮工も其職に勉勵し得るのである。機會的勞働者の多くは農業、煉瓦製造及河川整理の勞働に適する時は之に就く、普通收容者の繼續的の部隊が多くの美點を有して居る。此の部隊は監督官の下にあつて廿人以下の者が農業上の總ての仕事を行ふ、土地所有の官吏も亦此監督に與る。故に收容者の一部は耕耘に従事し他の一部は打禾機、穀物の納庫等に使用することが出来る。手工職人殊に鍛冶工、車匠、搾乳者、パン焼工は此の他の部隊を顯ふ勞働者である。勞役場の勞働場が到底勞役場より費用を支出することが出来ぬ程遠隔の地にあり且時間を費す爲めに勞役場へ每晚歸ることが確實に測り得ぬ程離れて居るならば監督官吏と收容者の爲めに勞働場附近に適當な宿舍を作る。收容者の寢所及居所、官吏の室、收容者が食物を準備する炊場及食糧品及軍備被服の保管庫は官吏によつて請求せられる。道路工事、河川整

理及森林勞働に於ては同様なる方法で取扱ふのである。既に最初の勞働分配の場合に收容者は其分配に關し屢々その希望を述べ而して勞働分配は收容者が將來の向ふところ又は既に得たる識別を基礎とする。收容者の將來を特に考慮したる仕事を授けることは勞役場の處置に對して容易な業でなく且監督官吏に對しては彼等の輕からざる課業なるのみならず彼等は又收容によつて多くは非常に打撃を受けて居る。收容者の力を向上せしめ且彼に將來よくなるといふ新希望を作らしめるといふことに努めて居る。勞働に對する教育は之が爲めに非常に簡單になり且總ての關係者を樂にする。

勞役場の工場にては授業手として多くは授業手の手工の國家試験を受けた官吏を用ゐる。故に若い即十八歳以上の收容者をして手工を學ばしめ又は既に始めた業を一度々起ることであるが——逃走や行狀不良の爲めに終了しなかつた場合に更に手工を訓練せしめることが出来る。若しも一つの職業を嫌ふならば再び將來の生計を鑑み若い人には他の營業方法を訓練する機會を與へる。之れによつて彼は最初の失敗の後に他の勞働の中に彼の幸福を見出し得るのである。文書業に經驗のあつた人達には勞役場の文書に就て適當な事務を授ける。勞役場内に於ては曜日には勞働時間は原則として十時間である。起床五時半、朝食六時、勞働時間六時半より十二時迄及午後一時より六時半迄、九時と午後三時には各十五分宛を茶の時と禮拜時間、晝食十二時より十二時半迄、散歩は二人宛十二時半より一時迄勞役場の庭又は園内にて爲す、六時半晚餐及七時寢室に入ること、勞働時間は毎週間の沐浴及

週一回午前に勞役場教師が爲す一時間の宗教々育によつて短縮される。其他土曜日には工場の大掃除の爲めに夕方一時間早く終了する。勞働場所、玄關及階段の日常の掃除は掃除夫 (Kladder) と稱する特定收容者がする。日曜日と金曜日は休業であつて教會詣に捧げる。親族に手紙を書くことは特に此等の日に許すべきであつて自由時間は勞役場文庫の書籍の講讀に使用せられる。面會、請願及其他の順事並に場内規則違反に關する辯明の提出に關して場長に引見せらるゝことは場醫が七時迄に巡回を止め場の檢疫所を訪ねた後毎曜日の午前九時に始まるのである。農場等の勞役場外で働く收容者は自由労働者と同じ勞働時間を有し、夏季には午前六時より午後七時迄働き、其中十一時より一時迄は晝休み、朝食と夕方の祈禱休みは各半時間宛である。一名分遣隊 (Kommandos) と稱せらるゝ此の部隊は時々場長又は代理官の點檢を受けるのである。

行刑教育の有効條件と家庭主義 (續)

井 上 忻 治

少年犯罪の原因が常に多種多様であり、そしてそれが一面に於て假令生理的、心理的性質のもので

あるとしても、就中、それが社會的要素の影響に基くものであり、そして結局その影響の下に、犯罪を定命するような物的状態が、少年の生活過程に宿命的に創り出されるものであることは、犯罪少年の研究により、今月既に確認された事實である。そしてこれ等の要素の中で最も重要なものは家庭的事情なのである。

私はこゝで煩瑣な統計上の數字を一々羅列する考へはないが、しかし私の誠つて居るかぎり、各國の統計を通じて少年犯罪の大體七十パーセント内外は、何れもこの家庭的事情にその原因を有つて居るのである。即ち大部分この家庭的事情が、一つの完全なる非正則態、言ひ換へれば寧ろ徳性の痲痺状態を創り出すことによりて、少年を犯罪に定命して居るのである。少年犯罪の主なる原因が我々現在の社會状態、そして特に少年自身の家庭的事情にその起原を發するものであることは、蓋し疑ひなき事實であらう。

固より我々は犯罪少年の中に、特別なる教育的及び醫療的處置を必要とする遺傳や變質の犠牲者がないといふのではない。これ等の要素に等しく少年犯罪の責任を分擔せしむる理由がないと言ふのではない。しかしこれ等の生物的類癡傾向は尠くも少年犯罪の場合に於ては、僅かにその一小部分を原因づけて居るにすぎない。眞の原因は主として家庭的事情にこれを覺めねばならぬ。そしてその社會的事實の中で、殊に私の指摘したいのは、蓄妾、自由婚姻、野合、そしてこれと不離の關係にある私

生子及び離婚數の増加である。主として上層階級に於て今日尙ほ盛に見出される蓄妾の弊風は、大都會、そして就中工業都市に於ては、今日眞に呪ふべき一つの創痕となつた。そしてそれは両親に對してよりも、寧ろ小供に對して特に救べからざる呪ひである。蓄妾と密接な關係を有する離婚がまた家族の解體原因であるのは言ふまでもない。

而も適當に構成された端正な家庭に於てすら、夫婦の關係、そして就中親子の關係は、時代の推移と共に、次第にその密度を失つて行く。一般に家族の解體傾向の顯著なることは、まさしく現代社會の一つの特徴なのである。何れも満足なる家庭關係を有つて居ないものであることが、極めて明瞭なる經驗上の事實であるとするならば、全然家庭を知らないか、若しくはその悲むべき廢墟をしか知らなかつたようなこれ等の憐むべき人生の漂流者に對しては、出來得るかぎり一つの家庭を與へて遣るといふことが、彼等の道德的建設乃至社會的再生を保證する先要條件であると考へる。行刑教育の家庭主義は、こゝにその根本的存在理由を有つて居るのである。

(七)

「家庭主義の徹底的考案に基いて、今日直ちに多數の感化院を設立するといふようなことは、第七財政上の理由からして到底望まらべきことではないし、また必ずしもその必要はないと考へるが、しかし、尠くも現存施設の改良によつて、一歩一歩、家庭主義の理想に近づいて行くことだけは、是非と

ある。
家庭主義の實行を、若しもこの程度に止めるならば、今後我國に於ても、その實現を期すること、必ずしも困難な譯けではない。たゞ最も大切な、そして最も困難な點は家長の人選である。家庭主義の運命は一つに家長の適否によつて決せられる。家長の資格は本來感化教育に必要な一切の條件を綜合したものでなければならぬ。單に規律や訓令を文字通りに適用したり、行狀や、作業成績を記録したりすることに堪能な事務的手腕が彼れの資格ではない。單に能吏であり、教育家である以外に、言葉のあらゆる意味に於て「人間」たるものが彼れの資格である。蓋しこの制度に於ける家長には、原則として行動の絶對的自由が、認められねばならない。然るに、かくのごとき自由の正しき用法は、自由の道德的價値に就き、眞の認識を有するものに於て、初めて理解されるべきものだからである。たゞ軍隊的、機械的訓練の方法は絶對に之を避けて、もつと理性的な合理的な方法を以てこれに代らしむべきは言ふまでもない。

要するに家庭主義は一面に於て、少年の道德的回復に客觀的見地を維持すべき、必要を充し得る唯一の方法であると等しく、他面に於てはまた單に犯罪といふ外面的事實だけではなしに、就中犯罪人その者を眞に處遇の対象たらしめ得る唯一の方法なのである。教育家に取つては、犯罪は單なる法律的精神によりて創り出された、意識的又は無意識的造形以上の如何なる實在でもない。社會の機械的組織の中に我々が、將來改造を期待し得る生きた實在は、たゞ犯罪人のみであることを、我々は常に銘記せねばならない。(完)

資料

遺傳と不良少年

三好豊太郎

遺傳に關しては、夥しい文献があるので、殆んど一々擧ぐる事が出来ない程である。犯罪者の遺傳關係は可なり重要なもので、ロンプロソが一〇四人の犯罪者に就いて調査した結果に依れば、其中七一人は遺傳關係を認め得るものであつた。

犯罪の豫防をなさんとすれば、先づ其原因を絶たねばならない。其れが爲には因果の關係を充分に知悉する必要がある。

元來遺傳と不良性の關係は二つの方面から觀察する事が出来る、一つは殘忍性や盜癖や性慾異常等の性質が

直接に遺傳するもので、今一つは親の精神薄弱や癡癪や其他の不健全を遺傳し、其れが原因となつて不良行爲を起さしめるものである。殊に性慾に關する不良行爲中には親の早熟な性質や淫蕩な性格を遺傳するものが多く不良少年少女に見られることに就いて、ウイリアムヒューが澤山の例を示して居る。精神薄弱者に就いては、ゴツグードがカリカク家族の研究をし、犯罪性、低腦者の遺傳關係著しいことを述べて居る。

同一の血族關係にあるものが多數の犯罪者を出して居る場合にゴツグード以外に、有名なデューク一家の研究がある。之はロバートダグヂール氏が紐育協會の命を受

けて米國の各刑務所を歴訪し、其中に偶然にも同じ血族の關係なる六人の犯罪者を發見し、之を詳細に調査し、其結果同一の血族に關する男子成人二十九人のうち一七人即五十八名が犯罪者であり結婚し得る年齢にある婦人一六二人中、結婚八四人即五二、四％の多數を示して居ることを明かにした。

以下不良少年に就いて、實際に調査した處によつても少し具體的に考へて見よう。

一、親の疾病及精神異常
 兩親の疾病に就いて調べて見ると、之に死別して居るものが割合に多い。不良少年四二五人に就いて調査した結果によれば、兩親に死別して居るものが、三三、九％、片親に死別して居るものが、三二、七％を占めて居る。是等疾病の内病者死因の分つて居るものを列記して見ると

肺炎及肺結核	三一人	二二、一％
--------	-----	-------

心臓病	八	一、九％
流行性感冒	八	一、九％
チフス	五	一、二％
精神病	五	一、二％
胃ノ疾患	五	一、二％
瘧	三	〇、七％
梅毒	二	〇、五％
脚氣	二	〇、五％
コレラ	一	〇、二％
バスター	一	〇、二％
助膜炎	一	〇、二％
狂水病	一	〇、二％
喘息	一	〇、二％
糖尿病	一	〇、二％
腹膜炎	一	〇、二％
乳癌	一	〇、二％
貧血	一	〇、二％

外國ニ依ル

計 一三四 一〇〇、〇

で肺炎及肺結核に罹つたものや、精神病及梅毒に罹つたもの等がある。之等の疾病はかなりに不良少年の親に見出さるゝもので、グループに依れば、一〇五人に就いて四〇、〇％は何れかの親に疾病のあるもので、兩親共に有して居るものが、一一、四三％である。而して其の三四、二九％は何れかの親に肺結核のあるものである。

精神異常は氏の調査に依れば一四、二九％兩親何れかにあるもので、その中九、五二％は兩親共に之を有して居た。此點に就いてマロは五〇七人の犯罪者に就いて、兩親の異常者一五、三％を算し、ベントは五〇〇人について、二六％を數へて居る。私共の調査によれば、特に精神が粗暴であるもの丈で、父は二二、〇％母は二、一％である。

是等の遺傳的原因で、不良行爲を現はしたと思はるゝ悲惨な例を擧げて見ると、父は精神病で三才の時死別し母は梅毒で失つた。此少年は子供の時から物盜を始めて數回檢擧さるゝに至つた。尙此外に残忍な殺人をした父

盜癖を現はしたものと淫蕩な父の性を襲つて性的な不良行爲をなしたるものも居る。

三、親の飲酒

グループによれば、父の酒を飲むもの三二、三八％の飲むもの五、七％であつて、之を以て、最低限を示すものといつて居る。吾々の調査したのは、酒を好むものについてしたのであるが、之よりも數が上つて、父は七五、七％母は一四、三％である。是は歐米に多數の研究があるのであつて、先づ米國に於けるものは、親に何れかの飲酒するものコンネクテカットでは四〇％イリノイス四％英國ではブルツクが二九％なることを發表し、瑞西ではカウフマンが四五・五〇％なることを檢し、其外にも一〇・五七％をあげて居るものもかなりある。親の飲酒を通じて、酒癖、精神異常及疾病を來すものが多く、其結果不良なる遺傳を子女に及ぼすものと、飲酒の結果資産時間を浪費し、家庭を不良なるものとし、其れが間接に子女に影響を及ぼすものと二方面がある様に考へられる。此の二つの影響あることは疾病の場合に於ても同様である。

第三級に於て初めて仮出獄又は特赦を受け得べきものとす。各級の期間は累犯者及暴行者に對しては之を延長し模範的善行者に對しては之を短縮す、而してこの國の特色は刑期三年以上の者に就き雜居と假出獄との間に中間の階級を設けたる點に在りて行狀正しき者は刑期の二分の一にして二年六月以上経過したるとき之を中間設備に引渡しこの設備に於ては専ら農業其の他の産業に従事せしめ且つ特別の享樂を得せしむ(同上七一頁)

(3) 拘留期が満ちて一定せざる原因は一には受刑者の改善に及ぼす効果に就き雜居と拘留との何れが優れるやの着眼點異なるものと二には其の國の設備に對する經費支出の難易に依るものとに在るが如し、即ち後者の例として、スウイスは累進制度を採用しながら其の拘留拘禁に關し建築上設備ある場合に據り、又我國に於ても小菅、三浦刑務所の如き初犯者の第一期を六月とし累犯者と一年と定め居るも拘留なるや否やを規定せざるものあるに依り之を疑ふことを得(中略)然れども累進制度の一要素たる精神的改善は拘留拘禁に依るを以て最も有効なりと認めらるる現今行刑制度の下に於ては經費

る融合をなさしめ以て將來の生計を確保する爲め刑期中に於て比較的大なる自由を與ふる過渡期にして(中略)自由刑の密行主義を或程度迄解除し之を社會の勞働者に伍して働かしめ之れにより受刑者の力量及改善程度を社會に知らしむべく他面必要な教育を施し自由生活への準備を爲さしむると同時に其の反面に於ては受刑者をして正比例に多大なる責任を負はしめざるべからず、即ち行狀善良なるのみならず、例令外部の壓迫誘惑者等もあるも積極的に善正なる素行を續くべき責任を負はしめざるべからず(中略)中間期は上述の如き性質を有するが故に特別な施設を必要とす、即(1)教育及勞働に對するもの。(2)普通他の各期に於けると異なる規定を作ること(3)成るべく多くの自由を與ふること之れなり、蓋しこの期は半自由を以て根本精神となすが故に他の期の如く自由拘禁を基礎とする執行方法に比較し處遇上同一なる準序に據り得ざる困難あり(同上九三〇頁以下)

假出獄期、累進制度の三期制に於ては雜居期、四期制に於ては中間期に於て行狀善良にして改悔の情あり且拘禁を免除するも再び犯罪に陥るの虞なしと認むる受刑者に對し一定の

度の出の困難なる理由のみを以て拘留拘禁を責めずすることを認度の性質を害するものにして眞の累進制度と云ふを得ず、是して然らば如何なる程度に於て期間を定むべきやは其の所屬する社會狀態、犯罪の分類等により一律となし難きも余は一書を越ゆべからずとの通説に従ふ云々(正木學士自由刑執行の累進制度、法學志林第二十五卷八號三七頁以下)

雜居期は自由刑執行中最も能く執行の彈力性を發揮せしむる時期にして作業科程他勵行狀等に依り處遇の優劣を定め之れにより受刑者の自覺力を誘發することを以てこの期の生命とす(中略)即拘留期に於て根柢を養ひたる精神的改善を破壊せらるることなく職業の補助を以て生活上の基礎なりとの原理を知らしめ他面其の職業をなすに當りても本行狀を修めすべからざることを知らしめざるべからず「ジョン・ヘルト」John H. H. は「人々を補助ならしめよ然らば彼等は正直になるであらう」Makem man diligent and industrious. とは特に雜居期の格言として用ふべきなり云々(同上四五頁)頁以下)

中間期は雜居期を經過したる後其の釋放前に社會と調和を

制限を付して釋放せしむ(中略)假出獄の法理上の性質は累進制度の採否に拘らず受刑者に對する改善思想より生じたるものなること明かなるに特に累進制度に於ては各期に付行狀改換の情、作業等の諸點を參照して期の繼續期間を定むるものなるが故に三期制に於ては雜居期、四期制に於ては中間期に於て之等の諸點を盡したる受刑者は假出獄期に入れらるべき申請をなし得る權利の發生することは當然なり。殊に點數制を補助手段とせる場合に於ては其の得點の充實したるときは各期の申請權を發生すること明瞭なり、現にウングアルンは受刑者の申請權のみによりて假出獄の審査をなし、クロアチアは受刑者の申請權の外に監督官廳の申請權をも認む。之れに反し累進制度を採用せざる行刑制度の下に於ては官廳のみ申請權を認む、現今の状態に於ては累進制度を採用せる多くの國に於ても受刑者の申請權を認むるもの少く主として官廳に之を屬せしむ、然れども余は累進制度の本質より受刑者に申請權を認むるのみならず更に一步を進めて刑務所内の受刑者の行動を觀察すべき官吏及釋放後保護の責任に當るべき團體又は個人にも之を認むるを以て假出獄を認むる趣旨をし

て終らしむるものと信ず云々(同上九號四六頁以下)

累進制度に關し之を運用すべき補助手段に就いては考査制のみに因るときは受刑者は自測の方法に因ること能はず、殆んど官吏の自由裁量に因つて累進し得ることとなり、刑罰執行の不公平なる批難を醸す虞れなしとせず而かも其の效果は消極的なり。點數制に因るときは常に作業勉勵のみに重きを置き自由刑執行の他の要素たる精神的改善の忽略に付せらるゝ弊害なしとせば而して其の效果や極めて形式的なり故に於て余は以上の補助手段中將に現今デンマークに於て行はるゝ點數制即作業學事勉勵の三點に對等の價值を置き一面この制度が精神的改善と社會的改善とを二要素とする趣旨を表はし他面紙票を與へて受刑者の自測を許す方法に出ざるを以つて累進制度の眞意に合するものと認む云々(同上十號二六頁)

四、收容區分

居房の區画、第一期の者は晝夜獨居に第二期の者は夜間獨居に第三期以上の者は雜居房に拘禁す、但第一期第一期の者及第二期第一期にして行狀善良の者は夜間獨居に第一二期第二期の者は雜居房に、二期以上の者にして必要ありと認むるときは尙獨居房に各拘禁することを

得。
工場の區分、分類されたる受刑者毎に工場を別異し若くは工場内を區画す、この區画は人員の増減に因り場所の廣狹を整理する必要あるを以て區画用として長サ六尺乃至九尺高サ七尺の衝立を接合し以て分界とし隨時之を移動す、(震災後は營繕工事等の爲め一部之を實行すること能はず)

五、其他

(1)感想錄、臨時のものを除き收容時、獨居中、進級及釋放時に於て作成せしむ、就中收容時及釋放時の調査事

累進制度たるが爲には必ず獨居雜居假出獄の三階級が秩序的に排列せられ受刑者の行狀に因り一より他に進む一個の制度を爲すことを要す云々(富田博士累進獄制論前掲第十卷八號六六頁)

(三) 小菅刑務所は第一期六月、第二期一年、第三期一年十月、第四期二年、第五期三年と定む、但し以上は初犯者にして累犯者に就ては第一期より第四期迄は右期間に各六月を加ふ、尙同刑務所の處遇規定に「賞表を有する者にして特に優秀なる者は構内に於て區画を限定し獨歩を許可し又は事務の補助に使用することを得」とあり、又同規程分類處遇表特別期欄に「監房の都合により花又は繪画を以て居處を裝飾することを認め趣味に屬する圖書及特に定められたる雜誌を閲覧せしむ、又隨時教務部への獨歩を許し社會事情に關する教誨を受け以て社會生活の準備を爲さしむ」とあり、而して同刑務所の一隅に特別室を設け、戒護者を付せずして受刑者の自治に委ぬ(大正十二年九月震災以前の處遇)るが如き所謂中間期の性質に近似せる施設を爲す。

項次の如し。イ、收容時感想錄(1)警察官の取調に對する感想(2)檢事の取調並に論告に對する感想(3)豫審判事の取調に對する感想(4)第一審の裁判に對する感想(5)第二審の裁判に對する感想(6)第三審の裁判に對する感想(7)未決拘禁中に於ける感想。ロ、釋放時感想錄(1)聞きて感じたること、讀みて感じたこと(2)身の爲に氣付けること、釋放後實行せんと考ふること(3)收容中特に苦しく感じたこと、又特に喜ばしく感じたこと、(4)官吏の取扱に就き感じたこと(5)他の受刑者より密に見聞したること(6)其他他感じたこと。

特別調査表、本表は教誨師に於て教誨原簿の外に調製するものにして其の調査事項次の如し。(1)生育及家庭の狀態、(2)經歷、(3)犯罪時の意志及狀況、(4)脏物の處分、(5)就縛事由、(6)犯罪事由、(7)性質習癖、(8)心理的特徵、(9)生理的特徵、(10)收容時改後の狀況、(11)收容中處遇意見、(12)釋放後の居住地及其の職業、(13)釋放後の保護、(14)其他特筆事項。

特別身上票、本表は普通の身上票以外に調製するものにして受刑者の住所地たりし所轄警察署等に照會して之を調査す其の調査事項次の如し、(1)胎生期の状態(胎生中母体の疾病、難産等)(2)小兒期の状態(身体發育、精神發育の遲速等)(3)成年期の状態(腦病、梅毒、胃腸病結核等)(4)養育の状態(實父母、繼父母、祖父母、他人等)(5)養育の方法(寛、嚴、酷、放任等)(6)教育の成績(修業年數、學業成績、勤勉怠惰等)(7)氣質(小膽、大

膽、快活、溫順、正直、狡猾、吝嗇、無慾、多辯、沈黙(變質等)(8)生活の状態(貧富、飲酒の多少、酒癖、品行良否、嗜好、習慣等)(9)以上の外本人血族中下記事項(腦痛脊髓病、梅毒、酒癖者、大酒家、自殺者、ヒステリー、發狂等)(10)其他參考事項

(2)最後に豊多摩刑務所に於て刑期終了に因り釋放したる階級處遇者の成績を擧げ以て效果の説明に換へん

釋放年別	釋放人員	三月末	六月末	一年末	一年六	二年末	二年以	計	釋放者百人に対スル
大正五年	一、二五	△一〇〇							
六年	一、一五	△九〇	△八〇	△七〇	△六〇	△五〇	△四〇	△三〇	△二〇
七年	一、〇〇	△八〇	△七〇	△六〇	△五〇	△四〇	△三〇	△二〇	△一〇
八年	一、〇〇	△八〇	△七〇	△六〇	△五〇	△四〇	△三〇	△二〇	△一〇
九年	九〇	△七〇	△六〇	△五〇	△四〇	△三〇	△二〇	△一〇	△一〇
十年	七〇	△六〇	△五〇	△四〇	△三〇	△二〇	△一〇	△一〇	△一〇
十一年	五〇	△五〇	△四〇	△三〇	△二〇	△一〇	△一〇	△一〇	△一〇

十二年

六六

△一

六

△一

△一

備考 一、本表は大正十二年十二月末日の調査なり
 二、表中△印は前科ある者の再掲なり但し歩合欄の△印は前科者を除きたる百分比なり
 三、大正十一年以降人員の著しく減じたるは刑期一年未滿の者に就き短期處遇規定を實施したる結果従前の階級處遇より控除したる故なり

結 語

以上を以て豊多摩刑務所に於ける階級處遇の概要を列舉したり、而して之を前掲累進制度に關する學說及實例に對査考すれば英國に於ける累進制度に近似せるものありて未だ及ばざるものあるを信ず、素より現行法令の下に於ては中間期を置き半自由の制度を認むる能はざるは止むを得ざるも、嘗に物質的處遇を主とせる期別の排列のみにては其の効果や極めて薄く、尠くとも法規の範圍を超へざる程度に於て更に自由を認めたる最上級を設け(現行の第五期を以て充つるも可なり)一面假釋放の申請は凡てこの期を過渡するを必要條件と爲すべく、而して刑期の長短により各期の期間を案排し其の各階級が

秩序的に排列し受刑者の行狀及改悛の情狀により一より他に轉じ得るものとせば何等現行法規に抵触せざるのみならず現に實施せる處遇規程の一部改廢に過ぎずして而かも其の効果や多少刑罰執行の彈力性を發揮するに至らむ。

然れ共豊多摩刑務所に於ける階級制度をして眞に彈力性を發揮せむとせば一步進んで今日の如く監獄法第十五條及び第十六條の綜合に止めず同法に別個獨立の階級制度を規定し併せて刑法に規定する假出獄と聯絡し得る如く改正せざる可からざることを信ず。

特別身上票、本表は普通の身上票以外に調製するものにして受刑者の住所地たりし所轄警察署等に照會して之を調査す其の調査事項次の如し、(1)胎生期の状態(胎生中母体の疾病、難産等)(2)小兒期の状態(身体發育、精神發育の遲速等)(3)成年期の状態(腦病、梅毒、胃腸病結核等)(4)養育の状態(實父母、繼父母、祖父母、他人等)(5)養育の方法(寛、嚴、酷、放任等)(6)教育の成績(修業年數、學業成績、勤勉怠惰等)(7)氣質(小膽、大

膽、快活、溫順、正直、狡猾、吝嗇、無慾、多辯、沈黙(變質等)(8)生活の状態(貧富、飲酒の多少、酒癖、品行良否、嗜好、習慣等)(9)以上の外本人血族中下記事項(腦痛脊髓病、梅毒、酒癖者、大酒家、自殺者、ヒステリー、發狂等)(10)其他參考事項

(2)最後に豊多摩刑務所に於て刑期終了に因り釋放したる階級處遇者の成績を擧げ以て效果の説明に換へん

釋放年別	釋放人員	三月末	六月末	一年末	一年六	二年末	二年以	計	釋放者百人に対スル
大正五年	一、二五	△一〇〇							
六年	一、一五	△九〇	△八〇	△七〇	△六〇	△五〇	△四〇	△三〇	△二〇
七年	一、〇〇	△八〇	△七〇	△六〇	△五〇	△四〇	△三〇	△二〇	△一〇
八年	一、〇〇	△八〇	△七〇	△六〇	△五〇	△四〇	△三〇	△二〇	△一〇
九年	九〇	△七〇	△六〇	△五〇	△四〇	△三〇	△二〇	△一〇	△一〇
十年	七〇	△六〇	△五〇	△四〇	△三〇	△二〇	△一〇	△一〇	△一〇
十一年	五〇	△五〇	△四〇	△三〇	△二〇	△一〇	△一〇	△一〇	△一〇

十二年

六六

△一

六

△一

△一

備考 一、本表は大正十二年十二月末日の調査なり
 二、表中△印は前科ある者の再掲なり但し歩合欄の△印は前科者を除きたる百分比なり
 三、大正十一年以降人員の著しく減じたるは刑期一年未滿の者に就き短期處遇規定を實施したる結果従前の階級處遇より控除したる故なり

結 語

以上を以て豊多摩刑務所に於ける階級處遇の概要を列舉したり、而して之を前掲累進制度に關する學說及實例に對査考すれば英國に於ける累進制度に近似せるものありて未だ及ばざるものあるを信ず、素より現行法令の下に於ては中間期を置き半自由の制度を認むる能はざるは止むを得ざるも、嘗に物質的處遇を主とせる期別の排列のみにては其の効果や極めて薄く、尠くとも法規の範圍を超へざる程度に於て更に自由を認めたる最上級を設け(現行の第五期を以て充つるも可なり)一面假釋放の申請は凡てこの期を過渡するを必要條件と爲すべく、而して刑期の長短により各期の期間を案排し其の各階級が

秩序的に排列し受刑者の行狀及改悛の情狀により一より他に轉じ得るものとせば何等現行法規に抵触せざるのみならず現に實施せる處遇規程の一部改廢に過ぎずして而かも其の効果や多少刑罰執行の彈力性を發揮するに至らむ。

然れ共豊多摩刑務所に於ける階級制度をして眞に彈力性を發揮せむとせば一步進んで今日の如く監獄法第十五條及び第十六條の綜合に止めず同法に別個獨立の階級制度を規定し併せて刑法に規定する假出獄と聯絡し得る如く改正せざる可からざることを信ず。

アメリカに於ける刑務所の自給策

(Self-supporting prisons)

驚くべき刑務所費—自給運動—ウツドロ—ウケルメン—官用主義 ("States' Law System")
—用進組合—州の地区會議—受刑者改造

ニ ユーヨーク市刑務作業調査委員

イー・スタツグ・ホイツティン

合衆國に於ける刑務所の管理方針は統一した主義はなく各州區々である。合衆國政府行刑省 (Federal Department of Prisons) の管理の下にあるものには三箇のフ

エデラル、プリズン (合衆國刑務所) がある。次には四十八州の行刑制度で、各自異つた組織を有つてゐる。管理權は數箇の局に分たれてゐる。更に下つて市に屬する二百箇の行刑機關があり、最後に約二千五百のカウンティ、ヂェール (郡の刑務所) があつて、此の中で州の監督をなすものは只だ十州のみである。

一九一六年の調査によれば合衆國を通じて行刑機關を管理する費用は年額約三千七百四十五萬一千四百弗である。

一年の收容員數は約十六萬五千人であるから之に要する經費は一人一日 631c となるのである。

イングランドもフランスも行刑制度を統一してゐるけれども、合衆國に於ては行政上の關係で之は不可能である。行刑統一の運動が起つて郡刑務所を州の行刑組織と同じ支配の下に置かうとしてゐるけれども、これですら市と郡と同一である場合には制限を受けなければならぬのである。市の自治運動 ("Home-rule movement") の已まない限り市の行刑制度が州の制度の一部になることはないであらう。更に又たアメリカに獨立した州の行政の行はれる限り、州の行刑制度が合衆國政府の行刑制

度の一部を成すに至ることは萬あるまいと思ふ。

四十八州中の二十五州に於ける刑務所の管理は慈善施設 (Eleemosynary institutions) のそれと結びつてゐるのである。州立刑務所並びに州の補助を受くる慈善施設には矯正上のもを含めて、收容給養せらるべき人員五十二萬〇百三十八人である。尙ほ此の員數に此等の人員の監護に當る人々にして舍宅を供せられ衣食を給せらるべきもの六萬四千三百二十一人が加へらるゝのである。今日では已に「福利省」 ("welfare department") なる名稱は行刑並びに慈善を合せ管轄する省に冠せらるゝに至つたのであつて、之に要する經費は一年一億一千八百十五萬二千五百四十八弗である。

合衆國中四十一州ではその福利省に供給する需要品を購入するために統一した購買組織を有つてゐる。此等の州の大都市には中央購買局があつて、總て百貳拾局に及んでゐる。アメリカの四十八州及び三十三都市で物品購入のために費す金額は一年七億萬弗と見積られてゐるが

其の中六十パーセントは福利省に向けらるゝものである。

此等の福利省を經營する費用は州の刑務所で行はるゝ作業によつて軽減せらるゝのである。此の作業の労働價値は全體として正確に之を知ることが不可能である。何となれば自家用のために刑務所で生産される農作物並びに物品の價格については多少知らるゝ所があるけれども修理並びに開墾工事、又は刑務所内部の經營に使用せらるゝ受刑者の労働の價値については未だ嘗つて計算されたことはないからである。吾人の知る所ではアメリカの刑務所で所有し又は賃借してゐる農場は四十萬九千四百四十エーカーで、刑務所、精神病院並びに低能者のための收容所への糧食を生産するのである。

是に於てか合衆國を通じてプリズンに拘禁せらるゝ人の監内作業の價値を正確に見積ることは、利用せられ得る報告だけでは到底不可能事であることが分明にならうと思ふ。次で起つて來る問題は如何にせば正確に此種の

努力の價值を計算することができるといふことである。若し自由労働者の相場で見積られるべきものとすれば、現在受刑者のやつてゐる賤役をさせるのに自由労働者を勧誘するがためには割増が支拂はれなければならぬことを思はねばならぬ。

然し一般論としては此の作業の價值を正確に知る必要はないのである。何となれば一般社會は決して此の作業の價格を算出しようとは思はないのであつて、刑務所の維持費は自分の課せられる費目の額だと思つてゐるのである。刑務所をして自給自足たらしめんとする運動に於て一般社會の抱いてゐる觀念は、納税者が自分の受取る税の書出しに反映してゐた刑務所費を見出さなくなつたまで課税の率が減ぜられたといふことに依つて形作られるのである。故に若し吾人が此の作業の價格を刑務所に歸せしむるならば、従つて吾人は賃金制度の下に在つて刑務所經營費を按分比例で割つたものを受刑者一人々々の頭にかねなければならなくなつて來るのである。此

者の賃金は刑務所所在の地方に行はれてゐる賃金率に依るべきもので、此の賃金から受刑者の收容費が按分比例で割り出さるべきものであると規定されたのである。かかる案は戦時に生れた通りに發達したとしても、その成功を期するためには根本的要件として先づ十分な刑務組織を要求するのである。

十分な刑務組織を發達せしむべき凡ての計畫は、アメリカ全體の産業上の利益を害せないような方法で、賣出し得べき製品を生産すべき作業を設備するの困難のために常に失敗してゐたのである。

此の困難を解決するため刑務所の生産をその州の刑務施設並びに州の各官省の消費に應ずるに足る額だけに限定するといふ方法が取られたのである。然しながら此の案は受刑者の多い州を除いて其他の州に適用さるゝ場合に此の制限は餘りにきびし過ぎることから分明になつたのである。茲に偶然にも此の困難を解決すべく一個の完全なる方法として、"States Use System" (假り

れが納税者をして刑務所維持費の負擔を免れしむる唯一の正當な手段である。

勿論刑務所の自給自足といふことは働くことのできる受刑者は必ず一人残らず作業に就いて、彼の額の汗によつて自分の維持費並びに其他の收容費を支拂つて行くといふことを意味するのである。然し此の受刑者が自分の費用を働き出すといふ問題を、受刑者の社會復歸の問題ほど重要なものであるとは信じないような親切深い人もゐるのである。そうかと思ふと一方にはすつと飛びはなれて、釋放後の受刑者の成功は、收容中何にか職業を得得して、それで獲た賃金で彼の釋放を待つてゐる家族を扶助し得たといふ履歴に存するのだと主張するものすらあるのである。此の二つの思想を調和して出來た妥協案は嘗つてサミュエル・ゴムバース(アメリカ労働聯合會長)其他の刑務作業に興味を有つてゐる人々によつて立案されて、ウツドロ、ウエルズンによつて發布せられた行政命令の中に見出さるゝのである。此の命令によると受刑

に「官用主義」とでも譯しをくべし、——各州刑務所の作業をして各州刑務所並びに官廳の需要に應じ、且つ各州相互有無通ぜんとするもの」として知られたる方法が戦時産業局(War Industries Board)の應急策として生れて來たのである。然るに此の方法が戦時産業局の集中的な権限の下に漸く端緒についた時には已に休職となつて、戦時産業局は解散せられ、此の仕事の發展を謀る責任は今迄局の一部となつてゐた刑務所並びに刑務作業に關する國民委員會(National Committee on Prison and Prison Labour)に委ねらるゝに至つたのである。

此の政策を達成するためには四十八州、次では都市郡が相互の権限を侵すことなく協同一致して事に當らなければならぬのである。之が爲めに四十八州並びに都市、郡に於ける刑務作業及び此等の州、都市、郡の需要品に關する事實材料が此の委員會によつて蒐集せられ次で刑務所の作業主任の會議がワシントンに開催せられたのである。此の會議では直ちに官用主義を採用し且つ職

時産業局の行つてゐた州の購買方法として、各州に於ける需要品目の標準を定め且つ生産に利なる品目を各州に割當 (Allocation) すると云ふ方針を採用すべきの緊要事なることを主張したのである。更に此會議で、戰時産業局の解散のため私人の手に委ねられてゐた販賣方を、營利のためでなく社會奉仕の目的で實行すべく組織された用達組合 (Associates for Government Service) を公認し、尙ほ此の組合に十分な権限を與へ商務大臣を動かして、品目の標準化に深い利害關係を有つてゐる用達組合、合衆國聯合商業會議所、製造業者國民協會の如き團體の代表者から成立つてゐる標準品目に關する特別委員を任命せしむるに至つたのである。

商務大臣は是に於て更に州及び都市の購買事務官並びに前掲の刑務所及び刑務作業に關する國民委員を會合せしめたが、彼等は直ちに先きの特別委員が州に於ける購買並びに生産の兩部面に於て定むべき標準を採用するに一決したのである。

希望を促進したのである。恰もユーター州では訴訟の結果刑務所の御用商人が手を退いた爲めに刑務所の作業は仕事のないのに困まつてゐた時であつたから、知事は直ちに作業割當事業を開始することを要求したのである。三週間に當面の問題を解決し且つユーターの製造業者組合の賛同を得た案が刑務作業國民委員會から知事の手元まで提出されたのである。知事は此の案に従つて刑務作業の割當に關する第一回の地區會議 (Zone Conference) を開催する招待状を發し、此の招待状は刑務作業國民委員會の代表者の手で親しく山間地區 (Intermountain Zone) に屬する他の州即ちニュー・メキシコ、アリゾナ、モンタナ、アイダホ、ネバダ、コロラド、及びワイオミンの知事に交付せられたのである。代表者を送るべく要求した此の招待状は右の知事總てに喜んで容れられて出席すべき委員は州知事、州の刑務委員、典獄購買事務官、地方製造業者組合及び労働聯合會の代表者を包含したものであつた。

遂に一九二三年十月にインディアナのウエスト・バードンに於て開催せられた州知事會議に於てバーチニアの知事は此の運動につき大規模で凡ての州の協調を確立するの議を發し、彼は同時にバーチニアは喜んで他の州の刑務所製品を買ふものであり、已に用達組合の手を経てその手續に及んでゐるので、是非同じ仲介でバーチニアの刑務所製品をも賣りたいものであると述べてゐる。此の會議を司會したニュー・チャーシーの知事は各州刑務所の製品を購買し且つ刑務作業の割當に参加することを會同した知事達に促したのである。是に於て滿場一致で刑務作業の國民委員會に此の事業に於ける参加方法の講究を托した所、刑務作業の割當の詳細を決定するについては尙ほ程度か會合を重ねる必要のあることになつて、是も亦も滿場一致で採決せられたのである。

今まで一箇の營利のために刑務作業から甘い汁を吸つてゐた大會社が兩來手を退く意向があるとの一九二三年九月の聲明は、作業の割當を直ちに始めようとする州の

刑務作業の割當運動のかゝる實際的な大規模の發展に於ける報告がアメリカン、フェデレーション・クラブ・レーボア (アメリカ労働聯合會) の例年の會合に招集された特別會議に附さるゝに及んで、遂に此の團體も刑務作業國民委員會並びに婦人クラブ聯合會と共に「官用主義」を無條件で承認するに至つたのである。此の承認の宣言の發せらるゝや合衆國聯合商業會議所の執行委員並びに製造業者協會の執行委員もユーター會議にその代表者を出席させたいと申込むで來たのである。此等の組合並びに労働聯合會の代表委員も已に任命されたのである。

ユーター會議は來年 (一九二五) の四月九、十、十一の三日間開催せられる筈である。南部諸州でもアラバマ州が主唱者となつて合衆國のそのセクション (部) に於ける地區會議を開かうと望んでゐる。此等の地區に於ける割當の完成は作業に就て當面の緊急問題を有つてゐる他のセクションに於ける會議を促すことと思ふ。而して此等の

會は從來は州の刑務作業の發達を妨げてゐた種々の團體の側から協力を得ることができたので、州をして刑務作業問題の解決に力を致すことを得せしむるに與つて大に力があることであらう。ナショナル・コムミツテイはその地方支部且つは各州の婦人クラブ聯合會、勞働聯合會、製造業者協會、並びに商業會講所を糾合して州の官吏の後援を組織することゝならう而して各州の此等の團體の道徳的な情緒によつて通過せしむることを得た州の豫算は必ずや州の行刑組織を確定するに足るものと信ずる。且つ刑務所製品の賣行は亦た以上の發展に氣勢を添へるに至るであらう。用途組合は實に此目的の爲めに組織せられたのである。

かくして刑務作業が有利に健全に自由なる發達に任せらるゝに至らば合衆國の行刑制度は、國も州も都市も何れを通じても、自給自足となるばかりでなく、受刑者を働かせた代りに、今迄納税に依つてゐた時代に行はれた減茶な能率の上らない組織の下では如何にも不可能であらう。

上來述べたように我等は刑務所の自給自足以上の事を考へてゐるのである。しかし目下の運動から經濟上の或る的確な利益がある事は確しかである。最近の「チャーベ」誌は曰ふ。「この經濟上の利益を見積らうとすれば、吾人は只だ新しい方法から生ずる購買費に於ける節約自ら生計を支持することゝなつた受刑者の維持費からの節約もはや受刑者の家族の面倒を見る必要のなくなつた慈善團體の經費の節約等を計上すれば足りるのである。若し夫れ受刑者が折紙つきの犯罪人となつてではなく、たしかな能率のある勞働者となつて刑務所から出て來るその利益がどの位なものであるかは、之を見積るのは警察官、生命保險會社、保證會社の仕事である」と。

(Journal of Criminal Law and Criminology,

August, 1924)

あつた幾多の利便を受刑者に與へることができると云つては、殆んどそうなるべき運命だと云つても差支ない。「改造」(Reforming)によつて受刑者を社會に復帰せしむる方法が現在の様な愚劣極る行刑訓練に取つて代るべきである受刑者の身體上の缺陷並びに精神上の變態は是非とも専門家の研究に委ねらるべきで、而して刑務作業の日々の緊迫は當然此等の缺陷の矯正を強ひなければ已まないと思ふ。固より頑固偏狹な納税者が、刑務作業といふ箇の緊切なる事業に惜まらず金を出す様な政治上の組織制度を支持するに至るには多少の年月を経なければならぬといふことは豫めかゝる改造方法に興味を有つ人々に告げて置かなければならない。然しながら機會さへ與へられたなら、箇の新しい刑務作業の制度は、刑務所をして自給自足たらしめたいといふ納税者の希望要求に應ずることができらるであらう。と同時に此制度の發達のために是非必要であるがための故に前記の幾多の利便が自ら此の自給策に加へられて行くことになる

ブラウワイラー勞役場 (三)

(Die Provinz- und Arbeits-Anstalt Braunweiler)

(1) 此圖はブラウワイラーの機業である。我が刑務所でも見られぬ程宏大な規模であるが従つてその成績も大したものである。一九〇七年中に勞銀が三六、三七二マートク(戰前相場)一日平均二、〇七マートクで生産高は二五〇、〇〇〇マートクであつた。

(2) 假治屋である。一九〇七年中の成績は

鐵製寢臺(種々の形の)	四五〇個
病人用の机	八五個
洗濯臺	三三〇個
金網細工の寢床	三〇〇個
樹木の支へ物	一〇〇〇〇個

(3) 紙袋と狀袋工場である。その成績は前同年中に賣却高四八、〇〇〇マートクであつたといふから製袋業も馬鹿にはならぬ。然し一人當り一日の勞銀は〇、七二マートクに過ぎなかつた。

不良少年教養當局の方々に

大 森 洪 太

私は不良少年の問題には餘程興味を持つて居ますが、實は何にも知らないのです、殊に少年法や矯正院法は私が日本を出發した後に、實施せられたのですから、我國に於ける此の事情の現状に付ても、全然智識が無いのです。ですから茲に書かうとする事柄も、素人の言ひ草に過ぎないので、充分に専門的研究を遂げられた方々に、實に馬鹿げた一笑に附する價值すらないものでありませう。私は先日二三の諸君のお伴をして、倫敦郊外の感化院を見物に行つたのですが、此の時一つ二つ大變に感心した事がありました、何だか一人で感心して居るのは勿弊ない、どなだかに申上げ度い、出来得可くんば、

五分は儘にある羊肉と、我地の握り巻程の大きさの馬鈴薯が四つ、大きな皿に載せてありました、これが一人前なのです、そして、パンは食へただけ、セツでも八ツでも給與するのだそうです、案内の人は云ひました、

「何しろ發育盛りですからね、うんと食はせるのです、そりや見て居ると面白い程食ひますよ、うんと食つて、うんと働いて、うんと遊戯をするのです、だから、病人などは一人もありませんや、犯則者にも減食はさせませぬ、その代り遊戯の時間を制限する位の事はやります、減食は慘酷ですよ、兎に角食氣盛りですからね病舍も立派なものがありません、醫師の舍宅も結構なものでした、併し、患者は一人も居ませんでした、數年來引續いて病人が無いのだと云ふ事でした、只々齒の痛い者が七八人集まつて、外から来る齒科醫を待つて居るのを見ました、此の病人の出來ないと云ふ事と、どれだけの関係があるかは私にはわかりませぬが、食ひ度いだけうんと食はせると云ふ方針には感心しました、所謂理想だけで

逢ふ人毎に話して見度いと思つた位に、感心した事がありました、それが、抑々素人の素人たる所以でありませう、私は茲にそれを書かうと思ふのです、何だ、左様なつまらない事は百も承知だ、それは不良少年矯正院の第一歩だ、今更左様な事を珍らしがるに及ばないよと、云はれるならば、それは寧ろ私、本懐であります、私は左様な事を云はれたところで、決して私の耻辱とは考へませぬ、専門家が素人よりも澤山に智識を持つて居られると云ふのは、蓋し當然の事ですから。

私の行つた感化院は、倫敦の西南に當る郊外のフルムと云ふ驛の近くに在るのですが、かなり有名な所ですから、其の組織や業績に付ては、既に十分の御調査が済んで居る事と存じます、ですから、夫等の事は一切省略致しまして、例の感心した事だけを申述べませう。

南阿戰爭に出征した事があると云ふ親切な老人が、丁寧に案内して呉れました、そして、料理部で其の日の夕食の献立を見せて呉れました、五寸に七寸位もあつて厚

無く、實際にやつて居るのです、私は随分大食家ですが其の私が三度かよつても食ひ切れない程の食糧を、この不良少年は一度に當てががつて貰つて居るのです。不良少年と云ふと、顔色の悪い、どこかに僻んだところのある風貌を聯想しますが、この連中は皆血色が好くつて誰も彼も、暢氣に面白さうに働いて居ます、陰險な疑い深い眼付をして居るやうな者は、一人も居ませぬでした、見て居ると金持の息子が海水浴場で遊んで居るやうな感じがするのです、つまり、うんと食つて、うんと働いて、うんと遊ぶのですから、屈托がありません、食ひたいだけのものは呉れるのですから、不良少年に特有の僻み根性が出て來ないのです、不良少年のやる事も、矢張一種の反抗から出て來るのでありますが、人間第一の欲望たる食物が十分に得られるのですから、自然に滿悅の境地に入つて、不平も反感も無くなつてしまふのです、食物の話をする時、卑しいと云はれるかも知れませぬ、成程、上品な話ではありません、併し、人間に最根本

的な事であつて、幾多の重大な問題が之れから起つて來るのであります、皆様は食物にお困りになつた御経験が無いでせうが、私は最近に在ります、私は近頃狸狗熱に罹つて、三十日余り隔離病舎に居ました、幸に病勢が極めて緩だつたものですから、私は箱根か熱海へ湯治に行つたやうな気分になつて、讀書をしたり、晝寝をしたりして、氣樂な日常を繰返して居ました、係の人々も實際に甚親切にして來れました、外國人だから特に氣の毒に思つたのでせうが、私に寄せて呉れた篤い同情は、身に泌みて忘れ得ぬものであります、唯一つ困つたのは、食物の余りに消化的だつた事です、食つてしまへば直に腹がへるのです、私のは弱つた身體を活癒しに來て居るのでなくつて、身體は丈夫だけれども、社會から隔離する爲に入院させられて居るのですから、病人並のものを食はされては、腹のへるのは當り前です、朝から夜迄、少くとも目の覺めて居る間は、腹がへつて居るのです、斯様なると、お恥づかしい次第ですが、愈頭に泛んで來

るのは、食物の事ばかりです、何處の天ぶらが旨かつたとか、何處のビフテキが食つて見度いとか云つたやうな事ばかり考へます、その位ならばまだ宜いのですが、此處の奴等は食料を惜しんで居るのだ、患者を飢餓に泣かせて、私腹を肥やして居る連中が在るに相違無い、などと思ふやうになります、一刻前に其の親切を感謝して居た人々に對して、何等疑惑を懐く可き毫の材料も無いのに、斯様な悪い想像を逞しくするやうになるのです、我乍ら淺猿しい情無い事だと思ひました、それから、澤山の人が居るのに、自分だけ狸狗熱に罹ると云ふのは實に不公平だ、病苦も一つの罪科だとするならば、此の課刑は苛酷に過ぎる、なども考へました、つまり、此の時、私は既に餓鬼の畜生道に陥つて居たのです、其の時に、御見舞に果物の砂糖漬やチヨコレイト等を數回買ひましたが、私は人に隠してそれを食ひました、何たる卑しい事です、人に隠れて物を食ふなど、云ふ事は、少くとも私には物心が附いから以來、無い事です

が、四人の子供の父親たる私は、泥棒が密かに贖物を數へるやうに、一つ／＼減り行く菓子を残し惜しげに眺めつゝ、係の人々の足音を忍んで、食つたものです、私のやうな馬鹿な卑しい人間ですから、特に斯様に馬鹿な卑しい眞似をしたのでせうが、私は空腹になれば、大抵の人は同じ考を出し、同じ事をするだろうと思ひます、それが、人間の自然だと考へます、話はもとの不良少年の話に戻りますが、不良少年が僻み根性を起して、更に不良になつたとすれば、それは、僻んだ不良少年も悪いけれども、僻ませた周囲の人々にも責任が無いとは云へますまい、勿論、外に攻究し、施設す可き事が澤山あります、併し、私は先づ第一に、彼等にうんと食物を與へて下さいとお願致します、そして、總べての事柄に、此の充分給與主義を擴張して、通用せられ度と思ひます、勿論、之れには豫算の問題も在りませう、併し、國家は必要にして正當なる費用の支出を拒む可きもので無いと考へます。

それから、不思議だつたのは、へ之れも素人だから不思議に感じたのかも知れませぬが、其の感化院は餘程大きな設備でしたが、櫛髻は極めて粗末なもので、一寸跨げば、外へ出られるやうな、極めて低い垣しか無いのです、逃げやうと思へば、雜作無く逃げられるのです、そして教室には教師、工作室には木工部、裁縫部、鍛冶部、園藝部等それ／＼の師匠が居ますが、別に見張番と云ふものは何處にも居ないので、垣根の處にも居ないので、全く逃げるには都合好く出來て居るので、そこで、私は「逃走する者もありませんが、それを豫防する設備は無いのでせうか」と問ひました、其の答が面白いのです、「一二度そんな事がありましたかね、歸つて來ましたよ、又歸らなきや、警察へ頼めば二三時間の内には捕まるのですからね、何も豫め逃げる奴の在る事を見越して、準備して是く必要もありませんよ、それに、そんな事をすれば矢張彼等の氣を悪くしますからね」、之れには、又私の問の極めて愚なるに對して、

眞に明快な答でありました。彼等逃げる者のやうな待遇しない云ふのです。紳士扱にするとは行かないでせうが、罪人扱には決してしないと云ふのです。猜疑の眼で見張番を付ければ、威嚇が利きませうが、心服は致しませうまい、殊に受感力の熾烈な青年に對する問題です。私は此の感化院の大まかな、併し、同情心の行届いたやう方には、すつかり感心してしまひました。私は今年の八月國際聯盟總會に出席を命ぜられて、ゼネヴァに行く途中、英佛海峡がひどく荒れて、船の中で閉口しました。が、チエツク人でアメリカに永住して居ると云ふ猛獸飼育者が介抱して呉れました、其の人は二十四匹の獅子と十五匹の象と三十匹の虎とを持つて居ると云つて居ました、そして、猛獸を馴らすのに二つの方法があつて、それは、いちめて馴らすのと、可愛がつて馴らすのとであるが、どうしても後者が結局得策だと云つて居ました。猛獸すら左様だから、況して人間はいちめては到底好い

効果が得られないと思ひます。感化院は子供を甘かせて、遊ばせて置く場所でありませぬ、ですが、うんと食物を食はせると云ふ事と、逃げる者としては待遇しないと云ふ事とは、感化に於て最必要な事だと考へます。以上は只々私の感心した事を、案人として卒直に申述べたゞけなのです、若し之れが何かの御参考になれば仕合せです、又若し前に申上たやうに、左様な事は當り前の事で、とつくに知つて居ると云はれるならば、それは尙更大に仕合せな事です。

(大正十三年十月三十日)

少年受刑者の徳道に關する答

幸福と言ひ不幸と謂ふことは日々我々の口にする處であるが之れには何か一定した包括的の標準であるのであらうか。

宗教家は執著を離れたる精神生活を爲し得ることを最大幸福と爲し、身體が虚弱であらうが、受刑の身であら

うが、債鬼に追ひ捲られようが、問題とはせないのである、道徳的見地からは、家庭が平和で團樂し長幼紊れざる日暮を爲し得るを幸福とする、又社會的見地からは、身體が此儘で日々の業務に勤勉し圓滿なる共同生活を営み得ることを幸福となす様である、一應道理あることであるが之れは窮極より斷じたる抽象的のものであると思ふ、我々は不幸を排除して此窮極の幸福に向つて進まんと努力しつゝあることは今更申す迄もない、夫れは誰しも不幸を希望する者は無いからである、けれども不幸を排し此幸福に進む道程に於て又幸福あり不幸があるのである、普通に所謂幸か不幸かは此事を指稱するのであつて具體的個々のものであるが故に人に由て又其境遇に因りて各々異なるのである、假へは子女無き爲め其不幸を仰つとか、身體虚弱であるが故に其不幸を嘆くとか、早く親に死別れたるを憐れ思ふとか言ふ様なものである、而し斯様な事情は人世に於て決して免がるゝことの出来な

いものであつて若し其不幸を免がるゝとしても必ずしも幸福であると斷ずる譯には行かぬ、前例で言ふならば子女が有つたとしても却て親を泣かす様な者であつたらば之亦不幸である親が生きて居ても惡漢無頼で家族を死地に陥れる様であるならば之亦不幸である、身體が壯健でも惡癖があつて受刑する様であつたならば之亦不幸である、そこで佛教では現世を娑婆と稱し娑婆は迷界又堪忍土のことであると説明して居る、道徳上からは因果の世態であると言ひ、社會上からは主觀的に共同生存上個人に屬する事故であるとせられて居る様である。我々は國家社會を組織して居る一員であるから此立場が最も肝要である由て先づ第一に此一員としての幸福を考へなければならぬ、夫れから道徳上宗教上に及ぶべきものであると思ふ、之を平たく言へば第一に國法を犯してはならぬ、第二に忠孝仁義の五倫五常に背いてはならぬ、次は信仰に依つて心意の倚居を明確にせなければならぬと言ふのである、然るに或種の宗教家が宗旨の爲とあらば受刑するは覺悟の上であつて誠に幸福であると刑

居所で威張つて居たとの事であるが、之等は時勢を考へない甚だしき謬見である、又糊口に窮し家族を扶養する爲め窃盗を爲したと言ふのも道徳上は恕すべき點がありとするも不都合であることは言を俟たない、斯様な次第であるから一度國法を犯し受刑の身となつた者は円満なる共同生存を營み得ない不幸のものである、而し轉迷悔悟するならば幸福の域に進み得ることは疑ひないのである。

そこで當所に收容せられたる少年受刑者に就て其意中に潜在する幸不幸に對する道徳的觀念を試さんが爲男子として最大幸福は何か、又最大不幸は何か、との問題を探し毎年一定の時機に答案せしめたる五ヶ年の狀況を見るに左の如き統計を表して居る、先づ幸福とする處に就て。

男子として最大幸福は何か

大正八年	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年	計
一三	七	二	五	一一	三八

右の如きものであつて、少年は思慮淺薄であり具つ智識の程度が低いから其答ふる處亦極めて單純であつて將來の希望若くは目的を述べて居る、蓋し其一面に於ては希望を達し目的成就が幸福たる場合多かるべきも單純なる希望若くは目的が必ずしも幸福招來とは限らないのである、そこが少年の少年たる所以であらう。

今此統計に依つて見るときは偽りなき告白であることが出来る、彼等が最も恐るゝのは名譽の失墜と受刑の結果即ち釋放後社會に排斥せらるゝことである、故に之を如何にして回復すべきかに付て焦慮しつゝあることが窺はるゝのである、夫れには名譽ある軍人と爲ることを以て唯一の回復方法と心得手段と考へて居ることであつて、軍人が四割五分強を占めて居るのは之れが爲めであると思ふ、國家の干城たる軍人となり無事兵役を務むるに於ては社會は必ず受刑の今日を忘れて呉れるものであると考へて居るのである、之等は元より再犯の意なき悔悟の表徴であるから喜ぶべきものである、次は身體

文明國ニ生ル	八	三	一	二	一	二
一家ノ主人	五	五	一	三	一	一
備ケ	二八	三〇	四	二	三	一四
金儲ケ	三	七	一	二	三	六七
家名ヲ舉ケ	八	一〇	一	五	三	二七
家ノ和合	一四	一八	一	二	二	三七
身體健全	二三	三八	一一	七	五	八四
軍人	八一	五六	九〇	八五	四三	三五五
獨立自尊	一	二	五	三	四	一四
父ノ職	一	一	一	二	一	四
ヨキ妻シ	一	二	二	二	三	九
親ノ生存	一	五	一	二	七	一五
親ヲ喜バシ	一	一	三	一	四	九
親ノ許ニ喜ス	一	一	一	四	三	一
改心	四	一	二	二	一	九
學問	四	一	三	二	一	一一
世間ニ愛サル	一	一	一	一	一	二
金ヲ儲ケ遊ブ	一	一	一	三	二	七
信用ヲ得ル	一	三	一	一	一	七
不答	二八	二	一	一	一	三一
計	二二三	一九六	一二五	一三三	一〇六	七七八

健全の一割強であるこれは虚弱な者の希望であるが又一面からは幸福本來の主旨に基きたるものもある、其他親なき者は親の生存と言ひ、仕事が嫌ひで情けて遂に受刑の身と爲つた者は働く事を幸福到來の手段と考へ或は又家内の不和合の爲め憂き目を見たる者は家の和合を幸福と思惟せり、國の爲め勤くと云ふ答は軍人と爲ると謂ふ事と同様なる意味を表はしたるものならんか。

次は不幸とする處如何である。

男子として最大不幸は何か

大正八年	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年	計
軍人ニナレザ	三〇	一五	三五	三四	二四
身體ノ健全	三二	四九	三〇	四三	一五
受刑	九一	六七	二三	一一	二二
家ノ不和合	二	九	一	八	一一
親ニ死別	一四	一八	九	五	九
不信用	一	二	一	三	四
早死	三	三	一	六	一
不成教	一	三	二	一	一
計	一三	一	一	一	八

不孝	一	六	七	三	六	二	三
人ニ縁ハル	一	一	七	三	三	一	四
徒食安逸	一	八	六	三	七	三	五
忍耐ノデキヌ	一	一	一	一	一	一	三
困窮	一	四	四	三	一	一	三
無學	三	二	一	九	一	一	五
機械的人形ノ取扱ヲサル	一	一	一	一	一	一	二
不答	三〇	九	一	一	一	一	四〇
計	二二三	一九六	二二五	一三三	一〇六	七八三	

右に依ると先づ受刑した事が不幸なものと感じ二割七分強を占めて居る之れには罪惡を爲したが爲め遂に受刑するに至つたと言ふ前非を悔ゆるの意味をも包含して居ることは勿論である、次は身體の不健全で前表幸福に對する反對現象であらう、次は軍人に爲れざることと幸福の夫れと對比し非常に少なきは現在を顧み受刑を不幸と爲したる結果であると同時に受刑した者は軍人に爲れるや否を疑へる者及身體虛弱の者等の叫びであらう故に軍人とならば幸福であると言ふ全體よりの叫びとは趣を異

へ私は説教、講演、談話、處世指導等の場合に於ての、大部分を修養問題として意見を吐露して居ります、此意味に於て私の生活は、修養問題そのものであるといつても間違ひのない有様であります。これだけ密接の關係、否不二不離の關係のある修養問題である以上、大に得るところがなくてはならぬ筈であります、それはたゞ「答」であるのみで、實際は殆ど何物の見るべきもなく聞くべきもない、貧弱極まるものである事を慚愧せざるを得ないのであります。然し湯屋の三助が垢まみれになつて居つたり、理髮店の若い者が亂髪であつたりするのは、決して自慢ではないといふ事丈は諒解して居ります。諒解はして居つても何等の研究も、何等の實行もしなかつたならば、諒解甲斐のない諒解に止まるわけでありすから、少しくその考察を語り且つ實行したいものと、思ふのであります。敢て自己の弊癢の苦しい點を、惱ましい希望の一部分とを述べて以て懺悔に代へる次第であります。

にして居るのである、其他は何れも各自の経験したる實際から判出されたものであつて彼等の個性の一部を窺ひ知るに充分であると同時に少年は斯様なものであるとの一斑を御紹介することが出来た様に思ふのである。

(中島生)

他人を導かんとするもの、

自己省察!!

荊屋老龜

私は人間としての修養を自分自身に要求して居ります、私は信者としての修養を自分自身に要求して居ります、私は子供の親としての修養を自分自身に要求して居ります、而して私は更に世にも不幸なる失敗者の師友としての修養を自分自身に要求して居ります。その何れの一つを取つて考へて見ても、甚だ重大なる意義を含んで居るのであります、それだけ困難なる問題であります、判



私が自己修養の途に上つて以來、教へられた事や考へさせられた事は、實に多大なるものであります。それらの修養事項を日記帳や胸底の記憶やに尋ね求めますれば、とても書き盡すことの出来ない程のものがあつて、然し時々反省考察せうとするには、そんな茫漠たるものは、恰も雲でもつかむやうな氣がして、心の纏まりがつかまません、故に修養事項の分類をして、要領を得るといふ事が第一必要であります。複雑な日々の問題の一つ／＼がその要領の何れかに包含され、大綱を提ぐれば小目の如きは自然に會得せられて、時々刻々の精神方向が適從するところを、明白に指示せらるゝやうにして置くのが好いと思ふて居ります。但しこの要領たるや、人々各々その立場と個性とによつて、異なるものであることは申すまでもありません、人様の事ではない、私自身の事としての修養事項は、大略左の通りであります。

一、信念の涵養に關する要點、

- 二、事件に對する態度としての要點、
- 三、居常の精神狀態に關する要點、
- 四、日常生活の規律としての要點、
- 五、修養そのものに對する要點、

私は宗教を尊重して居ります、けれども宗教々義以外を顧みないといふほどの、狭量ではない積りであります。私は倫理道德を尊重して居ります。けれども倫理道德一點張り、他を容れないといふほどの村夫子でもありません、出來得べくんば自己の修養問題は、常識的のものにしたい、現代的のものにしたい、而して宗教的でもあり倫理的でもあり得たいと考へて居ります。故に前に陳列した項目は決して倫理學の研究でもなく、宗教々義の宣傳でもないであります。強いて申しますれば、個人としての宗教であり倫理である、この修養事項を今一段進めて、徳目的に致しましたのが、即ち左の通りであり

ます。

- 一、解脱安心、自然法爾、
- 二、盡事待命、自我敬愛、
- 三、心境相應、不滯不迎、
- 四、清靜正整、多聞少語、
- 五、慎重斷行、持久習性、

この四字句は、既に先輩の用ひ慣れた熟語もあります。解脱安心の如き、自然法爾の如き、即ちそれでもあります。私自身の手製のものもあります。不滯不迎、清靜正整の如き、即ちそれでもあります。組合せの不完全な點もあるであります。より以上大切な修養事項の漏れてある點もありません。然し私自身としては、既に數年間之を以て金科玉條と尊重し、たとひ企及し難い高遠な理想であつても、希くは一步半歩を進めて、終には此目的點に到達せん事を期して居るのであります。かく熱烈なる希望を以て居ります關係上、私の講演や談話が動もすると此等の範圍を出でないで、此問題の縱説横議

に過ぎない嫌のあるのも、誠に止むを得ない事實であります。私はどうかしてこれを、口頭の表現のみに止めないで、實行上の試驗に全然移したいと、及ばずながら日夜心懸けて居りますが、前途は甚だ遠いやうであります。

□

第一に解脱安心、自然法爾を挙げましたのは、精神修養問題に於ける根本であり基礎であると考へて居るからであります。抑も信念は人格の脊骨であります、信するは力なりといひますが、私は之を修正して信するは何物よりも偉大なる力なりとしたいと考へます。如何となれば人生問題に於ける「力」は、その他にも澤山あります、金力、智力、名譽力、權勢力、体力等即ちこれでありませう、が、それらの何物よりも超越した力は、信念である事を高調したのであります。相對有限の力は盡く行きつまつて仕舞つて、絶對無限の畢竟依の外、力の力とすべきものがなくなつたときまで、この信念の力は私に光

を與へてくれます。それは自然法爾(天地自然の法則)に順應した無理のない絶對眞如の力(といふ文字が遺憾なく表現して居ります。佛の力といふも神の力といふも自然法爾であります。眞理の力とか道理の力とかといふものも、自然法爾なるが故に認めらるゝので、不自然法爾の眞理もなく、道理もない筈であります。私はこの宇宙の大法則である自然法爾を、諸種の因縁によつて教示されて、深く堅く信じて疑ひません、此信念は私に解脱安心を與へるのであります。事に當つて煩悶する事も狼狽する事もあります。一度私の第一義たる此要點に思及びますれば、直ちに解脱して安心するのであります。修養上の先決問題は即ち此意味に於て、私を考へさせたものであります。

次に事件に對する態度としての要點は、盡事待命、自我敬愛であると考へます。人事を盡して天命を待つといふ古語は、總べての人生問題の結論であります。如何なる困難に遭遇しても、一度人事を盡して天命を待つと落着

いて見れば、事件は快刀亂麻を断つが如くにして、光明を認め得るのであります。但し然らば人事を盡すとは如何といふの實際問題に至つては、今一度精細なる考察を要します。その考察の結果、握り得たる解決の鍵は、即ち自己敬愛に外ならぬのであります。自己を敬み(敬ふといふ事は自己に對してつゝしむ事になります)、他人を愛するといふ一言の中には、人事問題の總てを含んでベストを盡す心持が表はれて居ります。此心持でベストを盡すところに、天命を甘受するの落着きが出るのであります。

□

次に居常の精神状態に關するの要點として、心境相應を高調せねばなりません、何人でも一事一心の禪三昧に入る事は困難で、見れども見へざる迂濶な精神状態が、起り易い事を遺憾として居ります。これは心と境遇と相應せざるの罪でありますから、苟も讀書をするときは心讀書の上に在り、苟も喫飯飲茶するときは、心飯茶の上に

直に日常生活の規律としての要點は、清静正整にあります。身邊の清潔は申すまでもなく、精神にも清潔を要求します。精神の不潔なものは如何なる誘惑にも陥り易いのでありますから、私は常に省みて私心私慾に汚されざるなきを期するのであります。又身体は眼まぐるしいほど活動しても精神は静かなるを要します。精神安靜ならず常に動搖して居れば、その言動亦脱線し易い。姿勢を正しくし衣服を整へるといふ事も大切な事で、外形の正整と正整ならざるとによりて、その人格の内容も同はれます。私は静座法などによつて、此點の修養を試みて居りますが、近來多少の工夫を凝らして、靜座法より一歩を進めた「信仰呼吸法」を試みて居ります。こんな事も確かに清静正整の修養に力を添へることゝ信じます。これと共に言語の修養であります、その理想的態度は、多聞少語であると信じます。私は動もすれば反對に、少聞多語に陥り易いのを常に遺憾として居ります。昔から東洋教養としては、沈黙を徳としたのであります。これは

在るといふやうに、事物それ自身と精神と離れない事を要します。精神の統一なき散亂状態に在りては、決して能率の擧るものではありません。その統一を得んとして不滞、不迎の修養をするのであります。過去の事物は過去に葬らしめよ、未來の事物は未來に接觸して可なり、現在に現在を尊重して側目をふらずに、三昧状態に入らねばなりません、故に過去の善惡に心を凝滞せしめないがよろしい。未來の美醜に迎へ心を起して、取越苦勞をしないがよろしい。かくて心境相應して主觀と客觀の一致を得るのであります。然し念の爲め申しますが、現在に精神を統一するといふ事は、「間の抜けた」人間になれといふものではありません。澄み渡つた湖水が、一波一浪もない靜寂さを保つて居つても、一度小石を投ずるものあるときは、忽ちにして激蕩たる波紋を現はす如く、靜かなる事林の如きも、機に觸るれば活殺自在の處置を、爲すの敏活さを忘れてはなりません。

□

時代後れでありませう。口ある以上大に語るべし、手ある以上大に書くべしと私は信じて居ります。然し語るべきを語り書くべきを書けば宜敷いところを、語るべからざるを語り書くべからざるを、書くが爲めに後悔するのであります。その調節法は多聞少語であらうと思ひます。殊に人格者としての一大欠點は、一知半解の物知顔であります、謙遜の美德を維持しやうとするには、言語の選擇に多大の注意を要します。由來言語は黙と語との間に無眼の味がなければなりません。此修養は社交的鍛練にもあるが、主として機智に存するものではなからうかと思ひます。

□

最後に修養そのものに對する要點であります、私は之を一言にして慎重、斷行と申したい。人事百般の事、苟も慎重味を欠くときには輕卒となり、斷行力を欠くときは優柔となり、胸中如何ほどの蘊蓄あるも、以て我行道を歩み得ないやうになります。前陳の諸項に對しても日夜之

を思ひわづらうても、終に斷行の勇なくんば何の所詮もないと思ひます。慎重に考察を重ねた以上は、機を見て脱兎の如く發現しなくてはなりません。千思萬考は尊いことでありますが、千思萬考だけでは何もならないので、之を實行するところに價値を生ずるのであります。考へれば私共の禁物であります、而して修養に關する最後の心懸は持、久習性でなくてはなりません。熱するときは非常な勢であつても、直ちに冷へては何にもならず、他人の信用も失ひます。私共は樂鐘的の熱も望みませんが、鐵瓶的の持久をも望みます。上來述べ來つた諸項も一時的に之を試みる事は出来ても、これを十年一日の如く持續することは容易でないであります。

□

以上は大体の説明に過ぎないので、反つて要領を失つたかも知れませんが、何分問題は大きいので一生涯の實行であります、數頁の解説ではとても盡すことは出来ません

我等の英語

刑務所のつゞき

尙ほアメリカにはチェール (Jail) と稱せらるゝ刑務所があつて各州の郡立に屬するもので、拘留監であつて、同時に輕罪 (Minor Offense) を犯した短期の受刑者を收容してゐます。普通に

カウンティ・チェール (County Jail) と稱せらるゝものは是れである。

日本の矯正院法上の矯正院に相當するものは

ステートリホーム・メトリ (State Reformatory)

で、ニューヨーク州のエルマイラ (Elmira) のリホーム

メトリは有名なものです。

少年のための矯正院にはアメリカでは大抵の場合に

「スクール」(School) (學校) の名を用ひ

トレーニング・スクール (修養所)

(Training School) 又は

インダストリアル・スクール (勸業學校)

が、懺悔談として聊か私の修養心懸けを發表して諸君の叱正を願ひます。(一三、一二、一七、亡母祭日)

慧春尼

昔、相州最乗寺の了庵和尚が妹に、慧春尼といふ、とつともない禪尼が居た。

此女は美人であつた女の無い國の禪寺の、人間味たつぶりな一人の坊主が、此女を口説いた。尼は承知した。『人の知る所で嬉遊しては口がうるさいから』と或時を約束した。

或日、了庵和尚上堂して衆僧を會した時に、慧春尼は眞裸になり、一坊主に對して叫ぶ、曰く

『さあ約束を果しませう、何うなと好きにしておくれ』

若僧人參の様な顔をして逃げ出して終つた。

(Industrial School)

と曰つてゐます。矯正上の施設は「ピニナル・インスティテュション」に對して「コレクショナル・インスティテュション」(Correctional Institutions)と曰ひます。

尙ほ合衆國では州によりては「殆ど凡てと云つても可いです」農園とも稱すべき州立の「ステイト・ファーム」(State Farm) を設けて、ファーム

(農場) に成年の受刑者を收容して農事に就業せしめ、經濟的にもかなり良好な成績を擧げてゐます。諸君、文化を誇る人間の社會的施設の中で不思議なものが二つあります。「かんどく」と「女郎屋」です。

此の忌むべく笑ふべき二つのインスティテュション(施設)は地球上で最も高等な動物と稱せらるゝ人類の所有に限られてゐます。此の事實を人間はよく味つて見なければなりません。「かんどく」と「女郎屋」とを有つてゐる人間が他の動物に對して大きな顔ができるでせうか。人間はもつと賢くならなければなりません。(刑務所の項終り)

統計

大正十三年十月中入出所並月末在所人員

項目	總計		前月末日現在		前月同月末日現在		前月比較		前年比較	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
受刑者	5,550	5,750	5,550	5,750	5,550	5,750	△	△	△	△
刑事被告人	3,950	5,550	3,950	5,550	3,950	5,550	△	△	△	△
勞務場留置者	1,050	2,650	1,050	2,650	1,050	2,650	△	△	△	△
乳兒	10	2	10	2	10	2	△	△	△	△
總計	10,560	14,952	10,560	14,952	10,560	14,952	△	△	△	△

備考 内朝鮮人受刑者男 三〇八人 刑事被告人男 三八人 支那人受刑者男 六六人
 刑事被告人 一八人 露人受刑者男 一人あり

大正十三年十月中在所人員表

刑務所別	受刑者		刑事被告人		勞務場留置者		乳兒		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
小倉	892	892	200	200	1	1			1,093	1,093
市谷	550	550	200	200	1	1			1,101	1,101
豊多摩	77	77	1	1	1	1			157	157
東横	1,112	1,112	1	1	1	1			1,115	1,115
横濱	1,112	1,112	1	1	1	1			1,115	1,115
千代田	1,112	1,112	1	1	1	1			1,115	1,115
水戸	1,112	1,112	1	1	1	1			1,115	1,115
宇都宮	1,112	1,112	1	1	1	1			1,115	1,115
前橋	1,112	1,112	1	1	1	1			1,115	1,115
甲府	1,112	1,112	1	1	1	1			1,115	1,115
長野	1,112	1,112	1	1	1	1			1,115	1,115
新潟	1,112	1,112	1	1	1	1			1,115	1,115
計	10,560	14,952	200	200	1	1			10,761	14,954

法 令

朝鮮總督府典獄 岡本 鏡(馬山)
朝鮮總督府典獄 佐々木重吉(鎮南浦)

依願免本官

大曾根 吉太郎(宇都宮)
村上 徹志(長崎)
廣波 秀緒(小倉)
柴田 土馬(京町)
田中 俊輔(久留米)
岡見 敷馬(宮城)
吉島 正敏(佐賀)
山口 吉平(岐阜)
藤吉 龜太郎(三池)
德光 源治(同)
川本 馬藏(鳥取)
濱島 爲與(吉布谷)
酒井 源次郎(和歌山)
加島 宗次郎(宮崎)
求 橋 松(沼津)
今 井 洪(福岡)
花 坂 四郎(千葉)
住 江 敬義(京都)
典 獄 寺崎 勝治(豊多摩)

勅令第三百五十一號(大正十三年十二月二十日)

司法省官制中改正ノ件

第二條中「竝少年ノ審判矯正及釋放者ノ保護ニ關スル事務」ヲ「少年ノ審判矯正及釋放者ノ保護ニ關スル事務並ニ裁判所附屬吏員及辯護士ノ身分ニ關スル事務」ニ改ム

第三條 司法省專任書記官ハ十一人ヲ以テ定員トス

第四條中「四局」ヲ「三局」ニ改メ「人事局」ヲ削ル

第八條中「司法省屬ハ專任七十七人」ヲ「司法省屬ハ專任五十五人」ニ改ム

第九條中「技手三人」ヲ「技手一人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治二十六年 十月三十日勅令第四百十三號司法省官制抄録

第三條 司法省專任參事官ハ六人專任書記官ハ六人ヲ以テ定員トス

台 辭 任 命

叙高等官四等三級停下賜 典 獄 島田 貞太郎(長野)
叙高等官六等五級停下賜 典 獄 補 安 松 貫(岡崎)
以上高橋治俊氏ヨリ安松貫氏迄四十八名依願免本官
任判事叙高等官三等三級停下賜補島取地方裁判所長

法

第四條ノ二 人事局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、職員ノ任免、補職、休職、退職其ノ他ノ進退身分ニ關スル事項

二、叙位、叙勳、褒章、恩給選禮料其ノ他ノ恩賞ニ關スル事項

三、事務ノ量定、人員ノ配置、要員ノ調査及其ノ補充ニ關スル事項

四、服務及規律ニ關スル事項

五、職員ノ試験及考査ニ關スル事項

六、辯護士及裁判所附屬吏員ノ身分及試験ニ關スル事項

勅令第三百五十三號(大正十三年十二月二十日)

供託局官制中改正ノ件

第三條中「事務官 專任八人」ヲ「事務官 專任七人」ニ「書記 專任二百六十九人」ヲ「書記 專任二百五十九人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第三百五十二號(大正十三年十二月二十日)

司法部内臨時職員設置制中改正ノ件

第一條ノ二中「屬專任五人」ヲ「屬專任四人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第三百五十四號(大正十三年十二月二十日)

監獄官制中改正ノ件

第三條中「典獄專任五十六人」ヲ「典獄專任四十七人」ニ「典獄補

專任二十二二人」ヲ「典獄補專任三十一人」ニ「看守長專任四百五十九人」ヲ「看守長專任四百二十人」ニ改ム
別表中浦和刑務所、和歌山刑務所、福井刑務所、富山刑務所、鳥取刑務所、佐賀刑務所、小倉刑務所、盛岡刑務所、旭川刑務所、大刑務所ノ項ヲ削ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第四百十一號(大正十三年十二月二十五日)

朝鮮總督府官制中改正ノ件

第十條中「各部」ヲ「鐵道部」ニ改メ「庶務部、土木部及」ヲ削ル

第十一條中「部長三人」ヲ「部長一人」ニ「事務官專任三十二人」ニ

「視學官專任四人」ヲ「視學官專任三人」ニ「編修官專任五人」ヲ「編修官專任四人」ニ「技師專任四十四人」(奏任内三人ヲ勤任ト爲スコトヲ得)

「技師專任三十二人」(奏任内三人ヲ勤任ト爲スコトヲ得)

「通譯官專任十人」ヲ「通譯官專任九人」ニ「屬專任二百八十八人」ヲ「屬專任二百六十六人」ニ「編修書記專任六人」ヲ「編修書記專任五人」ニ「技手專任百六十人」ヲ「技手專任百三十五人」ニ「通譯生專任四人」ヲ「通譯生專任三人」ニ改メ「參事官專任三人」(奏任内一人ヲ勤任ト爲スコトヲ得)

「監察官專任二人」(奏任内一人ヲ勤任ト爲スコトヲ得)

「監査官專任一人」(奏任内一人ヲ勤任ト爲スコトヲ得)

第十四條 削除

第十六條 削除

第十七條ノ四ヲ削ル

設者刑受女					備設者						
札幌刑務所 大通支所	宮城刑務所	福岡刑務所	廣島刑務所 三次支所	京都刑務所 宮津支所	宇都宮刑務所 栃木支所	集鳴刑務所	松江刑務所 米子支所	奈良刑務所	長野刑務所 松本支所	札幌少年刑務所	盛岡少年刑務所
						十八歳以上二十歳未満ノ果			十八歳未満ノ處遇ヲナスヘキモノ及十八歳以上ノ初犯者ニシテ十八歳未満者ニナスル處遇ヲナスヘキモノ		
函館、釧路、網走、札幌	福島、山形、秋田、青森	長崎、大分、熊本	山口、岡山、松山、廣島	大阪、神戸、奈良、滋賀、京都	市谷、横濱、千葉、前橋、水戸 宇都宮、甲府	市谷	松江、京都刑務所同上 宮津支所、舞鶴出張所、豊岡出張所	京都、大阪、滋賀	甲府、長野、新潟	函館、網走、釧路、札幌	宮城、福島、山形、秋田、青森

刑受年少					備設種丙						
久留米少年刑務所	岩國少年刑務所 久留米支所	岡崎少年刑務所	姫路少年刑務所	川越少年刑務所	小田原少年刑務所	秋田刑務所	宮城刑務所	熊本刑務所	高松刑務所	三重刑務所	甲府刑務所
				十八歳未満ノ處遇ヲナスヘキモノ	十八歳以上ノ初犯者ニシテ十八歳未満者ニナスル處遇ヲナスヘキモノ				成年		
									二年以上 但シ特別ノ事情アルトキハ殘刑期六月以上ノ者ニ付亦同		
									兇惡不良ノ懲戒		
長崎、大分、熊本、福岡	廣島、山口、岡山、松山、高松	名古屋、岐阜、三重、静岡	神戸	市谷、横濱、千葉、水戸、宇都宮、前橋	札幌、函館、網走、釧路、札幌少年	市谷、千葉、水戸、宇都宮、前橋、横濱	福島、山形、青森、盛岡少年	長崎、三池、福岡、大分、鹿児島、宮崎、沖縄、久留米少年	大阪、神戸、岡山、徳島、香川、鳥取、山口、松江、松山、姫路少年、廣島少年	名古屋、岐阜、金澤、京都、奈良、滋賀、岡崎少年	集鳴、長野

大正十三年十一月十二日
行
一、七九八

大正十三年十一月十三日
行
一、七九六

宇都宮刑務所	栃木支所	前表ノ通
新潟刑務所	濱松支所	刑期二年未滿
長野刑務所	松本支所	前表ノ通 外ニ刑期三年未滿
東京刑務所	飯田支所	刑事被告人及同被疑者
	上京區支所	刑事被告人及同被疑者
	宮津支所	前表ノ通
	北區支所	刑事被告人及同被疑者
大阪刑務所	和歌山支所	刑期三年未滿
	田邊支所	刑期ヲ制限セス
	橋通支所	刑事被告人及同被疑者
神戸刑務所	姫路支所	刑期三年未滿
岐阜刑務所	高山支所	刑期ヲ制限セス

備	名古屋刑務所	岐阜、靜岡、三重
	金澤刑務所 富山支所	金澤
	鹿兒島刑務所	宮崎

右ノ外

一豊多摩刑務所ハ 市谷刑務所ニ於テ裁判確定シタル刑期二月以上十年未滿ノ男懲役並禁錮受刑者ニシテ二十歳以上ノ初犯者ヲ收容ス

一巢鴨刑務所ハ 市谷刑務所ニ於テ裁判確定シタル刑期二月以上十年未滿ノ男懲役並禁錮受刑者ニシテ二十歳以上ノ累犯者ヲ收容ス

一金澤刑務所ハ 其ノ支所ニ於テ裁判確定シタル少年受刑者ヲ收容ス

備考 一本表ニハ刑事被告人ノ特別設備ヲ除外ス
二本表中「○」印ヲ附シタルハ各其ノ刑務所ノ一部分ニ特別設備ヲ有スルモノ

支所ノ收容區分	大正十三年十二月十五日現在	
本所名	收容者ノ指定	
市谷刑務所	八王子支所	未定
前橋刑務所	浦和支所	刑期三年未滿

函館刑務所	札幌刑務所				福島刑務所	宮城刑務所	青森刑務所	比兒島刑務所	熊本刑務所			
沙見町支所	樺太支所	旭川支所	小樽支所	大通支所	平支所	若松支所	盛岡支所	仙臺支所	平良支所	大島支所	佐賀支所	京町支所
刑事被告人及同被疑者	刑期ヲ制限セス	刑期三年未滿		刑事被告人及同被疑者 外前表ノ通	刑期二年未滿		刑事被告人及同被疑者		刑期ヲ制限セス	刑期三年未滿	刑事被告人及同被疑者	

福岡刑務所	長崎刑務所	松山刑務所	松江刑務所	山口刑務所	廣島刑務所	金澤刑務所						
小倉支所	土手町支所	嚴原支所	片淵支所	宇和島支所	西條支所	米子支所	鳥取支所	下關支所	三次支所	尾道支所	富山支所	福井支所
刑期二年未滿	刑事被告人及同被疑者	刑期ヲ制限セス	刑事被告人及同被疑者	刑期三年未滿	前表ノ通		刑期三年未滿	前表ノ通		刑期三年未滿	刑期二年未滿	

刑務所	二見ヶ岡支所	刑期ヲ制限セス
網走刑務所	二見ヶ岡支所	刑期三年未満
釧路刑務所	帶廣支所	刑期三年未満
規定ノ根據	刑期ヲ二年ニ制限シタルモノ 刑期ヲ二年ニ制限シタルモノ 刑期ヲ制限セザルモノ	大正十三年十一月十二日行甲一、八〇二 大正十三年十二月四日行甲一、九二五 行刑局長依命通牒 行刑局長依命通牒
備考	刑事被告人及同被疑者ハ各支所ニ之ヲ收容ス	
少年刑務所	收容セザル受刑者中特別設備(移送スル以外ノ受刑者移送區分)大正十三年十二月十五日現在)	
發達刑務所	受送刑務所	要
小田原少年刑務所	横濱刑務所	規定ノ根據
川越少年刑務所	前橋刑務所	大正十三年十二月十五日 行甲一、九七六 司法大臣訓令
飯路少年刑務所	神戸刑務所	川越少年刑務所ヨリ浦和支所ヘ 内閣三平以上ノ者ハ浦和支所ヨリ同本所ヘ 刑確定直ニ移送ノ者ハ刑期三年以上ノモノハ 刑期三年以上ノモノヲ執行シタル者ハ 移送シ同上未滿ノモノハ隣接支所ヘ移送ス
岡崎少年刑務所	名古屋刑務所	
岩國少年刑務所	廣島刑務所	
久留米少年刑務所	福岡刑務所	
盛岡少年刑務所	宮城刑務所	刑確定直ニ移送ノ者ハ刑期三年以上ノモノハ 少年刑務所ニ於テ刑ノ一部ヲ執行シタル者ハ 移送シ同上未滿ノモノハ直轄宮城刑務所本所ヘ 移送シ同上未滿ノモノハ隣接支所ヘ移送ス
札幌少年刑務所	札幌刑務所	大正十三年五月九日 行甲六一四 司法大臣訓令 大正十三年十二月十五日 行甲一、九七六 司法大臣訓令

東 西 南 北

送 迎 會

車 今回の行政整理に依り刑務所長の多数異動に伴ひ、本省行刑局並に四刑務所にも波及し、それ等の人の爲に送迎會を催ふされた。十二月廿一日(日曜日)海上ビルの中中央亭、會する者泉二博士以下約八十八人。午後六時頃食卓は開かれ、有馬小菅刑務所長の送迎の辭に併せて、刑務界に於て多数知友の退官者のみたるは、一種悲哀の感に打たる旨感想を述べられた。次いで鳥取地方裁判所長に榮轉せられた寺崎氏の簡單にして要領を得た謝辭があつた。やがて泉二博士は送迎の辭に併せて當局者としての感想を述べられた。その要旨を摘録すると、

北 今回政府に於て行整財政の整理をなすことになり、當局所管に於ても整理縮少の止むを得ることになつた。

然るに當局所管の整理にあつては、何等の無理をせず遂行し得たと云ふことは、當局者として氣持のよいことである。又一面寺崎所長を始め多数の昇格者を出したることは、衷心愉快にたえざる所なり。

法律の改廢をなすは大した仕事ではない。しかしその事業に適當なる「人」を得ると云ふことは、至難に屬す。幸いに今回選ばれたる諸氏は、多年の経験と學識を有し、此の點に於ては申分のない適任者であると信じてゐる。將來諸氏の健康を祈ると共に刑務界の爲め、御奮勵あらむことを希望して止まぬ次第である云々。

最後に山岡刑事局長の祝詞あり、閉會したのは午後八時過ぎであつた。近來稀にみる會合で殊に上下隔意なく打ち解けて、愉快に談ずる様は刑務界の將來に益々希望ある輝きが満ちてゐた。

第十六回刑務官練習所閉所

第十六回刑務官練習所は十二月十五日學科の授業を終了し、十七日、十九日の兩日に、刑法(總論及び各論共)刑事訴訟法、刑務所會計法、假出獄制度、行刑法(總論、及び作業)の科目に付きて筆記試験、二十一、二十二、二十三、の三日間に亘りて松井、岡部、正木の三書記官によりて口述試験が執行され、二十五日午前十一時より卒業證書授與式が舉行された、在所生七十五名中病氣の爲め中途退學したる者一名を除くの外七十四名は漏れなく成規の試験に及第して卒業證書を贏ち得たるは芽出度き極みである。

式次第は先づ香川理事の開式の辭について泉二練習所長は卒業生總代布施寛三君に卒業證書を授與し、引き續いて左記趣旨の訓示をさる。

務の爲めに御盡しになることを疑ひませぬ、唯諸君をこの練習所より送るに際して特に申上げて置きたいことは、刑務官は唯學識が充分であるといふだけではその任務は盡されない、人間を取扱ふこととありますから非常にむづかしい仕事であると思ふ、學問上の智識あるだけでは到底任務を完ふすることが出来ない、この事は常に機會のある毎に御話をして居ることとあります、更に今日附け加へてその事を申上げる次第であります、刑務官として職務に従事する人が最も必要であると思ふ事は自己の人格の修養であると思ふのであります、人格の修養といふことも却々むづかしいこととあります、口に言ふが如くに誰にも容易く出来ることでない、余程むづかしいことであることは誰でも考へなければならぬこととあります、併しながら非常に高尚な道徳といふことよりも極めて卑近なことでもよく注意しなければならぬことは随分澤山ある、寧ろ道は近きにあるのであります、日々収容者に接するに當つて常に自ら慎むて同情を以て彼等に向ふことが必要であります、動もするといふことと直ぐに叱り付けたり、同情のない態度を示したりするといふことが一番禁物であると私は考へるのであります、總て直接に人民に接觸する役人はさうでありませうが、殊に刑務所の職にある人は期忍といふことが必要であると思ひます、収容者の中には諸君に接するに當つて或は反抗的態度を

泉二所長訓示

閣下、諸君、今回第十六回刑務官練習所修業式を舉行致すのでありますが、閣下、諸君何れも御多忙の際に御繰合下さいまして、多敷御出席を辱ふ致しましたことは非常に光榮に存する所であります、有り難く御禮を申し上げます、

今回は第十六回の卒業でありまして、講習生七十五名の中僅に一人途中病氣の爲めに退所致しましたが、残り七十四名は故障なく皆本日卒業することになりました、毎回平均に致しますれば大凡百人の卒業生を出しますから、少くとも千五六百人は既に出て居る次第であります、尙ほこの外に高級練習所といふものを毎年一回開くことになつて居ります、殊にこの普通練習所の方は判任官の資格を得るに就ては筆記試験に代へることが出来るやうになつて居ります、始めて御出席下さつた御方でありまして一寸この様子を御耳に達して置く次第であります。

練習生諸君、諸君は入所中よく忍耐研究されました、この度芽出度卒業されることになりました、洵に結構に存じます、御祝の言葉を申し上げます、諸君はこの練習所に於て學科の方は卒業されました、従來の経験に照らしまして得るところが少くなかつたらうと思ひます、歸任せられまして入所中に修得されましたる學科の智識と尙ほ従來の経験とを併せて従來に倍して職

執ることもあらう、或は諸君に對して失禮な言葉を發する者もあらう、さういふ場合に怒まらぬを立て、同情ないところの態度を示すことがあつてはいけない、詰り對等になつてはいけない、喧嘩の對手になつて居るといふ積りてはいけない、どこ迄もこちらは高く止まつて、彼等が無理を云ふても堪へこれを同情を以て可愛さうだといふ考へで以て向ふことにしなへすれば余りむづかしい問題は起らないと私は斯う考へて居るのであります、曾て或刑務所の所長が収容者の一人、これは何んでも中學校の卒業生で、詐僞で三年かの刑に處せられて収容されたのであります、刑務所の取扱が不當であるとかいへる、苦情を並べ立て、何んとも仕方がない、その所長が訓示をする、どうも彼の所長は頭が古い、あんな事を云ふても逆も駄目だといつてひやかして居た、所がその所長は余程修養の出来一居る人と見てよいのであります、さういふことには少しも氣にしない、或時お前は私の頭が古いといふことを言ふさうだが、御前の言ふ通り私は頭が古い、私の言ふことは理窟に於て御前は感心しないこともあるだらう、けれどもどうしたならばお前ほどに相當の學問もあり、又才能も備へて居る人間か斯ういふ邪道に陥つたのであらうか、どうして眞人間になることが出来ないだらうか、どんなにしたならばお前を眞人間にすることが出来たらうか、どんなことを私は熱心に考へて居るが、私がこれだけ

考へて居るのがお前の精神に通はないだらうか」と言ふことを言ふて聞かした處が、その男は忽ち落涙して「それほど迄に自分の事を考へて下さるのであるか」といふので非常に有りがたさを感じて、それからその所長を神様同様に尊ぶやうになつて、今迄と態度が變つてしまつた、今でもその所長を神の如く考へて通信してゐる、その昔信の一端を私が見たのであります、斯ういふ風に纏て收容者に對する態度はありたいものだといふ感じを今に有つて居るのであります、又所長よりも一層日々收容者に接觸する所の看守、看守長諸君に於ては尙ほさういふ考へを強ふして戴かなければならぬと思ひます。中には一寸した事でも直ぐ腹を立て、收容者と喧嘩相手になる、どうも取扱上同情を欠き町重でない、余所から見てさう考へらるゝやうな態度を示すに至つて、所長の命令なりと稱して自分の態度を辯護するといふ者も時にはあるらしい、これは以ての外の心得違であらうと思ふのであります、所長の徳を傷つける、大勢の者を支配して居る所長であるから、所長を惡る者にしてしまふといふことは宜しくないこととあります、これらの邊をよく御注意になつて間違のないやうにしたいと思ふのであります。

次に司法大臣秘書官三宅正太郎氏は司法大臣の祝詞を代讀す

横田司法大臣祝詞

本日第十六回刑務官練習所卒業證書授與式ヲ舉行スルニ當リ一言祝意ヲ表スルハ予ノ欣幸トスル所ナリ

願フニ刑刑ノ成績ヲ舉クモト否トハ懸テ優秀ナル刑務官ニ俟タルヘカザル所本練習所カ弘ク全國ニ涉リ有爲ノ刑務官ヲ簡拔シテ銳意其ノ智徳ノ涵養ヲ謀ル所以ノモノ亦此意ニ外ナラス

今ヤ新ニ六十三名ノ卒業生ヲ出シ各地ノ刑務所ニ俊銳ノ士ヲ加フルコトハ予ノ衷心欣喜ニ堪ヘナル所ナリ茲ニ卒業生諸士カ精神電氣短日月ノ中ニ成規ノ課程ヲ修得シタル努力ニ對シ深ク敬意ヲ表スルト共ニ諸子ノ爲日夜指導教育ノ任ニ當ラレタル所長並講師諸氏ノ勞ヲ深ク多トスルモノナリ

幾近我邦ノ世情ヲ見ルニ經濟狀態ノ變遷ト思想界ノ混亂トハ生活ノ不安人心ノ動搖ヲ誘致シ宗教道德ノ感化漸ク薄シ舉世酒々物質上ノ利害ニ眩惑スルノ結果犯罪ノ數益増加シ獄中累犯ノ數多キヲ致スノ傾アルハ邦家ノ爲眞ニ嗟嘆スヘキコトニシテ司法ノ府ニ在ル者ハ洵ニ其ノ責任ノ重大ナルヲ感セサルヘカラス今ヤ諸子其ノ修得セル所ヲ体シテ販任シ之ヲ實際ニ施サムトス予ヘ深ク諸子ノ前途ノ爲ニ祝福スルト共ニ諸子カ克ク其ノ任ノ重キニ精ヘ堅實剛毅ノ風ヲ以テ在監者ヲ率キ要機誘被克ク在監者

收容者に對する取扱の宜しきを得ないといふことになりますと、詰り收容者を苦しめる罪もある、君を欺く罪もある、その罪を重くして、一人の盜人よりも格別に重いのだ、斯ういふ考へを以て職務に従事することが必要であらうと考へます、殊に一言附け加へて置きますことは近來の練習には女看守の方も練習生に交つて居ります殊に今回は五人も卒業する譯であります。女囚を取扱ふに就きました女看守を置いてあるといふ主意はいろ／＼ありませうが、矢張主要なることはよく彼等の心理状態を理解して男子の役人が彼等を導くよりもよりよく彼等を改善せしむるに就て適當であらうといふことが最も多く考へられて居るといふことを御考へになつて、その主旨を徹底するやうに御心得あらむことを希望する次第であります。

以上を以て訓示に代へます。

信風ヲ得ルニ努メラレムコトヲ望ム果シテ此ノ如クナラハ以テ國家治安ノ爲寄與スル所ハ大ナルモノアルヘシ茲ニ所感ヲ陳ヘテ祝辭トナス

次ぎに檢事總長小山松吉氏は來賓總代として左の祝詞演説をなす

來賓總代祝辭

閣下並に諸君 本日の光輝ある練習所卒業式に臨みまして、來賓として一場の御話を致しますことは私の光榮とする所でもあります。

練習生諸君、諸君は各刑務所より選拔せられまして、数月の間當所に於て御修業になりました、優良なる成績を以て本日修業證書を得られましたことは洵に慶賀に堪へないこととあります、諸君の爲めに御祝辭を申し上げます、一面に於ては諸君の如く優良なる成績を得られたる練習生を本日より各刑務所に送り出すことを得ましたのは、司法部の爲めに洵に慶賀に堪へない所であると思つて居るのであります、どうぞ諸君は當所に於て學び得ました所の知識に依て、各任地に御歸りになりまして、優良なる實務家として所長を補佐せられまして、一面に於ては同僚の模範となり、他の方面に於ては收容せられて居ります受刑者其他の儀表となるべき行動を執られんことを切に希

望するのであります、私がこゝに立ちまして諸君に對しますると何かいろ／＼御話をしたいと思ふことがあるのでございますが、斯ういふ僅かの時間を與へられて居る場合に於て、さう種々なことを御話することも出来ないのではありませんが、こゝに立ちました序に聊か感じて居ります一端を述べて諸君の御參考に供したいと思ふのであります。

唯今大臣閣下の御訓示の中に現今の社會思想の狀態が云々といふ御言葉があつたのであります、この社會の思想が歐羅巴の思想界の影響を受けまして動搖致しました結果、公務に従事する人々の思想にも成影響の及むで居ることはこれは非認するところが出来ないのであります、或部分の人は聊か怠業の狀態になつて居るといふことを認めなければならぬのであります、これはいろ／＼原因のあることであらうと思ひますが、私はこれは必ずしも歐羅巴の悪い思想の影響を受けたことのみでは無いと思ふ、一つはその職務に従事する人の心掛が充分で無いといふことに原因があると思つて居るのであります、殊に刑務所の職務に従事せらるゝ人は往々にして私共が聞くことがありますのは自己の従事する職務を余りに尊重しない傾きがあるのであります、少し古いことではありますが、私の知人で曾て私の宅に参りました時に、自分は近頃刑務所——その頃は刑務所といはず監獄といつて居つた時代であります、監獄で斯ういふ職務を

執つて居ります、それは結構であるといふことを私が申しましたところが、「いや、實に詰りませぬ、監獄の番人ですから」斯ういふことを言いました、それから私がさういふ考へを以て監獄に居つては困るではないかといつて段々話をしましたところが、非常に赤面をし、諒解をして歸つて行つたのであります、斯ういふ風なことは幾多の刑務所長の談話の上に於ても私は聞いて居ることである、刑務官の職務に従事する人が自己の従事する職務が余りに社會から尊敬せられない、卑しき職務であるといふ感じを持つて居るやうに思はれる、若しこの感じがあると致しますれば、如何に職務に熱心になれといつても熱心なることは出来ない、或衣食の費を得んが爲めに一時刑務所に入つて居るといふやうな考へであつては到底その職務に熱心なることは出来ない、如何に學問を學んでも、如何なる修養をした所で、所謂全力を擧げて之に當るといふことが出来ないことになる、若しも諸君にさういふ考へが無いと致しましたも、他の刑務所の職員中にさういふ考へがあると致しましたならば、之は間違であるといふことをどうぞ諸君が御歸りになつて御傳へを願ひたい、その間違であるといふことをこれから少しく御話をして見たいと思ふ。

人は如何なる職務であつても自己の従事する職務を尊重致しまして、これに全力を擧げて仕事をしなければならぬのであり

ます、英國流の人格修養、先刻所長から御話のあつた人格の修養といふことは専ら自己の職務を尊重する、自己の職務に全力を擧げるといふことに歸するのであります、有名なるスマイルスなどはその事を極力論じて居ります、日本の武士道もさういふ風のことを説いて居るのが澤山あります、要するに自分の従事する職務といふものは尊重するものであると考へなければいけません、全力を擧げるといふことは出来ぬ、長いことをいふ必要はないのであります、極端な例であります、世人の最も偉大なる人として居るところの人々の實績を見ますと、澤山實例として擧ぐべきことがあります、最も著しい例を擧げると、日本の歴史を飾つて居る不世出の英雄であるところの豊臣秀吉といふ人は木下藤吉郎時代に何をして居つたかといふと、御承知の草履取りをして居つたのである、草履取りといふものはその當時に於て非常に卑しむべきものであつて、普通の士の爲すべきものではない、その草履取りをも完全に模範的にやつて居つた、小學校の教科書にも出て居る通り、主人信長が夜間或所に行くと、その時分秀吉は藤吉郎といつて居たのであるが、草履を懷に入れて暖めて居つた、主人が履く時分に冷へて居つては悪からうといふので暖めて居つた、如何なる場合に信長が出て秀吉は必ず門前に待つて居つた、斯ういふことでありまして足輕に取り立てらるゝと足輕として最も良い足輕であつた、足

輕大將になれば、又最も勤勉なる足輕大將であつた、長濱の城を預つて居ても非常に勤勉努力、全力を擧げてこれに従事して居つたのであります、他日朝鮮八道を踐踏して明國を手に入れやうといふやうな不世出の英雄の眼中から考へると、この秀吉が草履を取るといふことも輕々しくは考へない、秀吉といふ人は晩年になつては多少論すべき行動はありましたけれども、兎に角秀吉は海内を平定するの間勤勉努力誠意誠心に事に盡して居つたといふことは見逃すことは出来ない、史家の觀察はいろ／＼ありまして外交に通じ、いろ／＼ベテンをやつたといふやうなことがあります、これは後の觀察であつて、秀吉が單身敵陣に入つて話をすると、敵も感心をしてその話が調つたといふことであります、兎に角秀吉の如き人でも人の卑しむところの草履取をやつて居つたのである、もう一つ極端な例は有名な世界の大聖人孔子であります、孔子の傳記を讀むと、孔子は曾て會計のやうな算盤をはじく役人をして居つた、所がその會計の事務に當つて一厘一毛も違はない、又その後羊や牛などを取扱ふ役人になつたが、その時分は必ず牛や羊を相手として孜々として勉強をして居つた、後に政治を執に當つて齊の國も楚の國も立派に興るといふ偉大なる政治家になりましたが、會計の事務を執つて算盤をはじくことも出来るし、牛や羊を相手にすることもやつて居つた、これは自己の當る職務をどこ迄

も尊重し、完全に職を行ふといふに過ぎない、この心のない人は何をやつても駄目である、刑務所の役人は面白くないといつて會社に入る、會社も面白くないといふので警察官になる、警察官も余り勤勉時間が永くて困る、勤勞多く報酬が少いといふことを考へるやうになる、兎に角自分の従事するところの職務は尊いものである、これをどこ迄も尊重して、これに全力を注ぐといふことを御考へにならなければ、私は個人としての立身出世といふことは出来ないと思ひます。

然らば刑務所の職務といふものは世人が考へ、若くは或人が思ふ如く尊重すべきものでないかといふと、さうでないと思ふ、これは練習所の講師諸君から御話があつたことであらうと思ひますが、刑務所の仕事といふものは最近の社會上の施設の中では最も重大なる意義を有するものである、刑務所のやり方一つでは社會はいろ／＼變つて行くのである、犯罪者の犯罪の防禦のことも刑務所の制度一つに依つて成れるのでありまして、其他刑務所が囚人に對し、又經濟上の事情に對してのやり方一つでは非常な影響を國家社會に種々な状態が及んで來るのであります、一方に於て近頃は不定期刑を段々に實行する時勢になつて來まして、裁判所の刑の言渡といふものが必ずしも適當なることを得ないといふ考へになりますと、何年間囚人を拘禁して置くべきかといふことは結局は刑務所の官吏の判斷に依つて決

續を擧げるやうに忠實に職務に従へば、その方が信のことよりもより以上重大なものであるといふことを考へ、兎に角過激的にその職務に従事するといふ氣持がなければ一個人として社會から立派な人と見ることが出来ないと思ふ、右様の趣旨に依りまして私は刑務官として従事せらるゝ諸君が自己の職務を尊重し、而して飽足も勤勉努力せられむことを切望に堪へないのであります。

甚だ失禮なことを申し上げまして、燕雜の言葉もございましたが、諸君の記念すべき本日御記憶を願ひたい、若し私の言ふことがそんなことは分つて居るといふことでありましたならば、御歸りになつて分らないところの他の同僚に御傳へを願ひたいと思ふ、これを以て本日の諸君に對する祝辭と致します

次ぎに司法省參事官鹽野季彦氏は講師總代として次の如き祝詞をのべらる、

講師總代祝辭

私は潜越であります、講師を代表致しまして祝詞を述ぶるのでございます。

諸君はこの四ヶ月の間に熱心に聽講せられ又自ら研究せられまして、滞りなく所定の課程了へて、本日この光輝ある式を擧げらるゝといふことは甚だ慶賀の次第に堪へないのであります、諸君はこれからそれ／＼の任地に歸られて職務に當らるゝ

まることになる、裁判官は自ら五年を適當とし、若しくは三年を適當とするといふことは云へないのである、不定期刑若くは或刑期を言渡して、或期間は予防の爲めに拘禁することを必要とすることになりすれば、要するに刑務所の吏員の考へ一つで囚人を何年間拘禁するか、又は釋放すべきかといふことが決まる譯であるから、司法上の或部分は刑務所の吏員の双肩に懸つて居る、刑務所の吏員が背負つて立つて居ると言へる、又さういふ風に段々に立法も進んで來るであらうと思ひます、さう致しますと刑務官の職務といふものは司法事務の重要な立場に居る、斯ういふことを考へて見ますと、刑務所の刑務官としての職務に従事することは決して卑むべきことでない、牢屋の番人である、或は單に赤い着物を着た人を追ひ廻して居る役目であるといふ考へを世間が持つといふことでありますれば、それは最も誤解である、これからは最も司法事務の至大なる職務に參與して居るといふ考へを以て御從事になることが肝要であると思ふ、この考へがあつて唯今泉二所長の言はれましたやうな修養の道を履むて行きましたならば私は刑務官としても立派な人になることも出来、又一身の立場からいへば見事に立身出世をなすことが出来るに違ひないと思ふ、刑務官の吏員として完全に仕事の出来ない人は會社に行つても、他の官廳に行つて余り成績は擧げないと思ふ、刑務所で立派な成

さうであります、この講習に於て修得せられました知識を實踐の上に應用せられ、行刑の事務の上に大なる功績を擧げらるゝことを期待致します、唯今刑務所長閣下並に檢事長閣下から御話になりましたところは吾々講師と致しまして至極同感で、私としても同様の御話をしたいと感じて居る次第であります、尙ほ諸君の御一考を願つて見たいと思ひます、諸君は刑務所の中心人物であると思ふのであります、行刑の實行の實績を擧げると否とは一に諸君の双肩に懸つて居ると申しても過言ではないと思ふのであります、何れの仕事に致しましたも直接第一線に立つて働く人のその努力に依つて始めて成績が擧るのであります、諸君は各地から選拔せられて、この講習を了へて榮譽ある證書を握つて又任地に歸へられる、さうして第一線に立つて働くのであります、諸君にしてその選拔せられたといふ榮譽並にこの講習に於て得られた榮譽を以て我れこそ第一線に立つ重要な人物であるといふ覺悟を以て事に臨まれむことを希望致します、といふのは監督者の指導宜しきを得ても、諸君にして實際に働くことがなければ刑務の實績は擧げられないのである、それは明瞭なることで申すを要しないのであります、諸君が我が双肩に懸る仕事を擔つて居るのである、我刑務所の成績の擧げると擧げないのは我輩の力一つであるといふ氣概を以て事に當られむことを希望するのであります、唯

今も御話のありましたやうに熱心に仕事に従事するといふことが實に立身出世の基であります、熱心に仕事に従事する間には仕事其物が面白くなる、楽しみつゝ事に従事する間に立身出世の途が自ら開けて来るのであります、私共も多年官界に居りまして、もう月給が上るだらうと考へる際には決して月給は上らない熱心にその途のみに没頭して働いて居る際に二級も三級も上つて居るといふやうなものであると私は考へる、而かも唯今の御話のありましたやうに行刑の本務は如何にも世間的には地味で又頗る困難な仕事に相違ないのであります、刑務所の仕事は世の教育家、宗教家と肩を比べべき性質のもので、詰り不良性を帯びた人を良民に化して社會に送り出すといふ非常に高尙な仕事であります、ごありますから諸君がこれ迄の経験並に御理解されたる知識に依つて、前途この仕事は吾が學生の仕事だといふやうな考へを以て進まれて宜しいと私は思ふ。

いろ／＼細かい御話を致す時間もありません、唯諸君がこの修業證書を握られて歸られるその際に於ける意氣込を一つ充分に唯今申上げたやうに、我輩がこの刑務所の中心であるといふやうな考へを以て實際の事務に當られむことを希望して居る次第でございます、甚だ然然たることを申上げました。

次に布施寛三君は卒業生を代表して左記答辭を朗讀す

答 辭

茲に第十六回刑務官練習所卒業證書授與ノ式典ヲ舉行セラルルニ當リ閣下並ニ諸賢ノ貴臨ヲ辱フス生等ノ光榮何物カ之ニ加ヘン願ミレハ本年八月選ハレテ學窓ノ人トナリ爾來練習所ニ閣下兼ニ講師諸賢ノ懇切ナル薫陶ニ浴シ研鑽以テ大ニ得ル所アリ又都市刑務所ニ於ケル諸般ノ事務ニ關シ各所長ノ指導ヲ受ケ嶄新ナル刑務ニ就キ履習スルコトヲ得タルハ生等ノ光榮ニシテ欣快トスル所ナルノミナラス其職ヲ啓キタルノ甚大ナルヲ覺ユ

現下ノ世相ヨリ之ヲ考フルニ我行刑事業ハ今後益々多事多端ナラントス此時ニ當リ行刑事務ノ實政ヲ舉ケ有終ノ美ヲ完カラシラルニハ誠ニ刑務官其人ノ自覺ト力行ニ俟ツ所極メテ多シ生等ノ責任重且大ナリト謂フヘシ今業ヲ終ヘテ其任ニ就カントス奮勵努力以テ刑務官ノ本分ヲ盡シ一ハ以テ練習所長閣下並ニ講師諸賢ノ恩顧ニ報ヒ一ハ以テ行刑事業ノ一端ヲ裨補センコトヲ期ス卒業生一同ニ代リ聊燕辭ヲ呈シ以テ答辭トナス

大正十二年十二月二十五日

卒業生總代 松江刑務所看守 布施寛三

主事の増置

本會の近藤亮雅氏は此程刑務協會主事及び輔成會主事に昇任さる

卒業生氏名(刑務所願)

會	刑務所別	官名	氏名	刑務所別	官名	氏名	刑務所別	官名	氏名
市谷	看守部長	山路庄五郎	静岡	看守部長	大井梅三郎	奈良	看守部長	平野良輔	
豊多摩	看守	山中重勝	甲府	看守	原田勇	滋賀	看守	南部太和	
同	看守	岩崎権五郎	長野	看守	佐藤秀次	徳島	看守	宇山宗雄	
同	看守	立石晋作	新潟	看守	古林豊四郎	同	看守	山口昌一	
同	看守	齊藤茂三郎	京都	看守	角尾外茂雄	高松	看守	藤本政一	
同	看守	一見貞藏	京都	看守	剛谷久藏	名古屋	看守	長谷川健太郎	
浦和	看守部長	納見平一郎	同	看守	井上外作久	同	看守	中村松太郎	
同	看守	早坂力之輔	同	看守	田中彦次郎	名古屋	看守部長	佐久間金徳	
同	看守	前田喜作	大阪	看守	磯邊岩吉	同	看守	吉田太郎	
同	看守	柏榮壽	同	看守	木村直満	同	看守	落合重太郎	
同	看守	小堀廣司	同	看守	山口房吉	三重	看守	山田利助	

富山	看	守	松井次則	鹿兒島	同	山下直次郎	同	伊藤志津
同	同	同	野口清作	同	同	同	同	同
廣島	同	同	前田孫太郎	宮城	看	守	看	守
同	同	同	下田龜太郎	山形	同	同	看	守
山口	同	同	長宗隆一	同	看	守	看	守
同	同	同	西田剛一	青森	看	守	看	守
松江	同	同	布施寛三	札幌	同	同	看	守
同	同	同	有田和一	旭川	同	同	看	守
長崎	同	同	大坪源太郎	少爺路	看	守	看	守
同	同	同	古賀文七郎	青島	看	守	看	守
佐賀	看	守	杉町太郎	字那宮	女監取締	三浦まつ	金泉	看
同	看	守	岡村保容	廣島	同	友光芳桂	看	守
三池	看	守	安藤莞喜	福岡	同	岩本きん	看	守
小倉	同	同	野崎茂七	山形	同	小田切こう	看	守
大分	同	同		山形	同		看	守

新年名刺交換會

昨年は震災の傷痍未だ癒えず何事も簡素不言實行といふので新年の賀禮も差控えたが復興第二年の大正十四年は恒例の賀狀も祝詞の廻禮も行はれるので、新年の名刺交換會を復興して戸々廻禮を省かうと刑務協會が主催で行刑局や東京所在刑務所の僚友相談で、一月正午協會の一堂に集つた、行刑局長で協會々長たる泉二氏が新年所感を陳ぶる筈であつたが、同氏は雪の北海道を視察すべく旅行中であつたので、松井和義氏が書記官で協會の理事たる關係上代つて所感を陳べた其要旨は

年末數日間曇りかけた天氣が、からりと晴れて一點の雲なく朗かに長閑な月且を迎へることの出来たのは、何でありましようか、これぞ御統威の輝きであつて、皇室の隆昌、活れる國の瑞祥を表徴するものであると信じ第一に祝まつるのであります、承れば陛下は御機嫌麗はしく在らせられ、今年は銀婚の御式を挙げさせらるゝ芽出度い歳であります、皇太子殿下は御成婚後第一の新年でありますのみならず丑歲御誕生の皇太子殿下は實年二十五歳と成らせられ、彌増に御健かに在しますと承ります、又秩父の宮殿下は今年に歐米諸國を御視察の爲め御外遊の途に就かせられる、高松宮殿下は御成年式を行はせられるといふやうに、皇室の御繁榮は我々の戦仰恭敬して祝願すると

ころであります、

次に昨年は行政財政整理が行なはれて行刑の方面に於ても官吏の罷免から受刑者の移送にまで及んだのでありますが就中官吏の罷免には刑務所長十數人が退官致されましたのを首として四百人に及びました、我々の先輩であり有爲の士である方々が種々の事情の爲めに自ら斯界を去られたのは洵に惜別の情に禁へないのであります、詮方ない事であり、併し一面に新進の士が其後を襲はれましたのと後陣に一騎當千の士が控へて居てくれますから事務の澁滞を來す憂なく先輩の後を繼いで成績を挙げられることと確信して居ります、又爾かする事が先輩の徳に報ゆる所以であると信するのであります、此の確信と覺悟とを以て努力し昨年に倍加する功績を掲ぐるやうに致したいのであります。

次に同氏の發聲にて天皇皇后兩陛下皇太子殿下の万歳を三唱し最後に刑務協會の方歳を唱へて式を終り、宴席に着く、酒は灘ならぬ場詰者は折詰で文字通りの廻酒粗看なれど新氣は場に満ち、談笑の間に怪氣焰を吐て隣人を煙に捲くやうな滑稽もあつた、興酣なる頃、有馬氏は自席に立ち「新年に會して音容相接するのみでは物足らぬ感じがあるので此處に會した人は各其氏名と職務とを明白に名乗る事にしたい」と告げて満場の賛成を得先づ「私は小菅刑務所に居る有馬四郎助であります」か

ら始まつて並居る連中一々之に做ひ「お見知り置きを願ひます」と續く、「私は豊多摩刑務所に居りま たが先日退職致しました河野純孝であります何卒お忘れを願ひたう……………」と來たので、ワハツハ〜の大變嬌、それから松井氏は「此處に會した諸君は新年の廻禮をせぬこと現に司法省は厳かに其中令を守ること、た今後此の例を續けたい」と満場拍手喝采の同意で午後三時興盡きざるまゝ散會した。

出會者は

- | | | | |
|--------|--------|--------|--------|
| 司法省行刑局 | 岡部書記官 | 芥川衛生官 | 長谷川鐘太郎 |
| 松井書記官 | | | |
| 市谷刑務所 | | | |
| 秋山所長 | 里典獄補 | 藤井教務主任 | 木下看守長 |
| 大草保健技師 | 戒護看守二名 | 江澤默童 | |
| 豊多摩刑務所 | | | |
| 佐藤所長 | 武田教務主任 | 山田末吉 | 仁科正枝 |
| 本間期吉 | 菊樂 爽 | 吉永聰夫 | 黒木勝龍 |
| 加藤教榮 | 日野了聰 | | |
| 大野所長 | 河野純孝 | 川添敬三 | 古屋盛安 |
| 大島徳治 | 太田卯八 | 中川達田 | 土川利次郎 |
| 富片隆信 | 藤原教圓 | 藤川慈學 | |
| 小宮刑務所 | | | |
| 有馬所長 | 伊藤典獄補 | 長谷文一 | 峰岸看守長 |

- 西岡看守長 古屋嘉助 山本己之吉
 會 香川理事 島田主事 服部要次郎 大野一雄
 木村行雄

編輯だより

◎蓄音機の使用について、皆様からの玉稿がまだ、三通程手元にあります。大體よりみますと今まで本誌に登載された記事と、略ぼ同様でありまして、最早や疑を懐く餘地もあるまいかと思ふてゐます。新たに本間につき疑問が生じた時に譲りまして、しばらく見合すことにしました。玉稿を寄せられた皆様は御ことわりをして置きます。

◎皆様の御投稿を願ひます。紙數に限りがありますのであまり長いものは當方にて適宜に之をちりめて登載することもあります。玉稿はすべて御返戻を致しませむ、御承知を願つて置きます。



丹精(塵も積れば山となる)

女の子が産れたならば桐の苗を植えよ、其の子が嫁入る歳には其の桐の木で筆筒が出来るといふことを聞て居るが、随にそれに違ひない、桐の苗を植付けて二十年

経てば立派に筆筒の材になる、値段に見積つて六七十圓良材なら百圓にもなるであらう、三十年四十年と経てば其の割合で高價なものになる、桐を植えた土地には其の根の周圍に大豆位のもは播ても差支ないそうであるから、土地の利用にもなり、雑穀や野菜物に適應土地で桐に適する土地も多いといふことであるから丹精するが宜い。

日本全國に公有林だけでも三百萬町歩ある、一坪に

本の槍を植えるとして一町歩に三千本、十町歩に三萬本一萬町歩には三千萬本である、一本の槍が四十年後に一本六圓に賣れるとして三千万本なら一億八千萬圓になる、三百萬町歩に植付けるとして四五十年を過ぎれば三十六億萬圓の財産が出来るのである、丹精の功成れば一廉の金高になる、日本は内外三十億萬圓の債務を負ふて居るが、若し此の丹精が四五十年續くならば、借財を償ふて餘りあるだけに富み榮ゆるのである。

新潟縣中魚沼郡中條村の醫師松本周徳氏の母堂は今から八十年前に其の母から金壹兩を頂戴したので、母堂は之を特別貯金とし五十一一年間に四十五圓となつた、其の母堂は臨終に松本翁を枕頭に招き、此の金で何か記念の品を買へと遺言された、翁は日光御成道道の杉並木の事から思付き、杉苗九千五百本、落葉松の苗千五百本を購入し、同村在長といふ所二町歩に植付けて爾來今日まで三十年を経た、今日の價格に見積ると優に二萬圓の森林と成つた、奇特なる翁は之を子孫に遺すよりは一面貯蓄

の範圍を郷民に示すと共に、一面公益の爲めにしたいたの理由から其の二町歩の植林全部を村の小學校に寄附されたそうである、塵も積れば山となる、丹精の徳は一身一家に止らず廣く全國に及ぶのである、金錢上の利得ばかりでなく、これに依つて道徳上の活模範となつて人心を淨化せしむる力は大きなものである。

微物を捨てず小事をも忽にせず、寸陰をも輕んぜず丹精を重ねる人に、やがて幸福の神は訪れるであらう、

下見て暮せ百合の花

われわれはこの世に獨りで生きてをるのではない。數限りもない澤山の恩恵の中に生きてをる。親の恩、君の恩、師の恩、主の恩、他人の恩、草木禽獸の恩、天地の恩、神佛の恩など、計へ切れない位、多くの恩典によつて生きてをるのである。生命や財産をおびやかされる心配もない、毎日平穩に暮して行くことの出来るのは、一に之等の恩恵のお蔭である。然るに馴れるといふことは恐

るしいもので、われわれはこの大なる恩恵をともしれば

忘れる。或は當り前の事として平氣に過ごしてゐる。け

れどもこの種々の恩恵人生にとりて實に無限の尊さをも

つてをる。一度びこの尊さに氣がつく時はわれわれは不

平不満も無くなつて、唯だ生きることだけで澤山だと思

ふ程に、自分の生命の有難さをおぼえる。心に不平が起

つた時、つまらぬことに腹の立つた時は、治まれる御代

に生れあはせて、すこやかに、妻子眷族友人隣人等の間

にあることを振り返つて見るがよい。そしてその幸福を

感ずるがよい。昔の人は折角生れても無智昧で世を送

り、生命も財産も何時失はれるか分らなかつた。今も外

國には左様な國々がある。それを思へば生を我國の現代

にうけて、健康の肉體をもち三度々々の御飯を戴いてを

ることは、それだけでも神に感謝しなければならぬ事柄

である。

上向くな下見て暮らせ百合の花

話は易く聴くは難し

談話は話すこともむづかしいが、聴くことは更にむづかしい。話す方は相手の如何なる人であるか、何の目的に話すのであるか等の事柄を前以て承知し、相手に聴かせるために、あらかじめ考へて口を利くのであるからむづかしいといつても用意が出来て、左程にむづかしくは無い。併し聴く方は左様に行かぬ。いかなる談話をいかなる場合に話しかけられるか、分らない。よし分つたとしても、話す人の心持を受け容れ、顔色をよんで、談話の要領を順序よく導き出すやうに、聴くことは中々技巧を要するものである。そこで話し上手はあつても聴き上手はないといはれる。

贈答でも、贈るのはやさしいが、貰ふのはむづかしい。貰ひばなしで打棄つてをくのならやさしいかも知れないが、ほんとうに貰ひ切ることは實にむづかしい。

同じやうに、電車で席を譲る場合でも、譲られた人の

態度や心持は、却つて譲る人よりもむかしい。下手に譲りを受けると、譲つた人の厚意を無にするのみならず、傍にわた人の氣持までも悪くする。若い女などが、譲つて貰ふのは女の特權だといつたやうな、高慢な顔をして人の前に立ち、偶譲つてくれた人に對して、ろくに禮の言葉ものべずに、平氣で腰を下ろすのを見ると、他人の事ながら、腹立たしさおぼえる。

斯様な場合を屢經驗させられると、男の人は、今後もう決して席などゆづるんではないといふやうに、反動的な心持になる。斯うなれば事は一人の問題でなく、男全體が左様になり、日本人が誰れも同じ心になれば、外國人にみられても耻しい譯である。併しこれも元を正せば、一人の女の不心得である。

與へられる者は、十分に、感謝の心にあらねばならぬ。

自己意識

自己を知るといふことは、なか／＼容易のものでな

